



平成 25 年分 贈与税の申告のしかた

税 務 署

◇ 平成 25 年分の贈与税の申告と納税は、平成 26 年 3 月 17 日（月）までです。◇
詳しくは 5 ページをご覧ください。

◇ 目 次 ◇

I はじめに

1 贈与税の概要（暦年課税・相続時精算課税）	2
2 贈与税の申告書の提出期間と提出先	5
3 贈与税の申告書の種類	5
4 贈与税の納付	5
5 贈与税の申告に誤りがある場合	7
6 参考	
(1) 贈与税の課税財産	8
(2) 信託に関する権利等の贈与	10
(3) 贈与財産の評価	11

II 申告書の記載例等

1 申告書の書きかた	
(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた	13
(2) 贈与税の申告書の書きかた	17
(3) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた	23
2 申告書の記載例	
【事例 1】暦年課税を適用する場合	24
【事例 2】相続時精算課税を適用する場合	25
《チェックシート及び添付書類》	28
【事例 3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合	29
《チェックシート及び添付書類》	30
【事例 4】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合	31
【事例 5】住宅取得等資金の非課税と相続時精算課税選択の特例を適用する場合	33
○ 住宅取得等資金の贈与の特例に係るチェックシート及び添付書類の区分	37
《㉔「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート及び添付書類》	38
《㉕「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート及び添付書類》	42
《㉖「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート及び添付書類》	46
【事例 6】農地等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合	50
【事例 7】非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合	54
《チェックシート及び添付書類》	56

III 各種特例の概要等

1 贈与税の配偶者控除の特例	59
2 住宅取得等資金の非課税	59
3 相続時精算課税選択の特例	63
4 農地等についての納税猶予の特例	65
5 非上場株式等についての納税猶予の特例	68
6 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置	72
7 災害により被害を受けた場合	73
8 相続時精算課税選択届出書の様式	74

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、贈与税に関する情報やタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】を掲載しておりますので、是非ご利用ください。
なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

国税庁ホームページで贈与税の申告書を作ってみましょう！ 申告書の提出は e-Tax で!!（13 ページをご覧ください。）

暦年課税と相続時精算課税の概要図

財産の贈与を受けた人（「受贈者」といいます。）は、次の場合に、財産の贈与をした人（「贈与者」といいます。）ごとに相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

- ・ 贈与者 → 65歳以上の親
- ・ 受贈者 → 20歳以上の子である推定相続人
（子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含みます。）

相続時精算課税を

選択する

相続時精算課税

選択しない

暦年課税

【 贈 与 税 】

① 贈与財産の価額から控除する金額

特別控除額 2,500万円

前年までに特別控除額を使用した場合には、**2,500万円**から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

② 税率

特別控除額を超えた部分に対して、**一律 20%の税率**

※ 「相続時精算課税」を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

相続時に精算

【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

【 贈 与 税 】

① 贈与財産の価額から控除する金額

基礎控除額 毎年 110万円

② 税率

基礎控除後の課税価格に応じ次の速算表で計算します。

◎ 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税 率	控 除 額
200万円 以下	10%	—
300万円 以下	15%	10万円
400万円 以下	20%	25万円
600万円 以下	30%	65万円
1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	50%	225万円

※ この速算表の使用方法は、次のとおりです。

（贈与を受けた財産の価額－基礎控除額）×税率
－控除額＝税額

【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額（贈与時の時価）は加算しなければなりません。

I はじめに

1 贈与税の概要

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間に財産の贈与（法人からの贈与を除きます。）を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ① 「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110 万円）を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用するとき

（注） 人格のない社団や財団又は持分の定めのない法人は個人とみなされて贈与税がかかることがあります。この場合の贈与税額の計算方法等については、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

(1) 暦年課税

イ 概要

1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（1 年間に 2 人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から 2 回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式です。

その財産の価額の合計額が基礎控除額（110 万円）を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

ロ 計算方法

1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額（110 万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について、1 ページの「贈与税の速算表」により贈与税額を計算します。

《計算例》 500 万円の贈与を受けた場合の計算例

500 万円					
110 万円	390 万円				
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)	(税率)	(控除額)	(税額)	
	390 万円	20%	25 万円	53 万円	

(2) 相続時精算課税

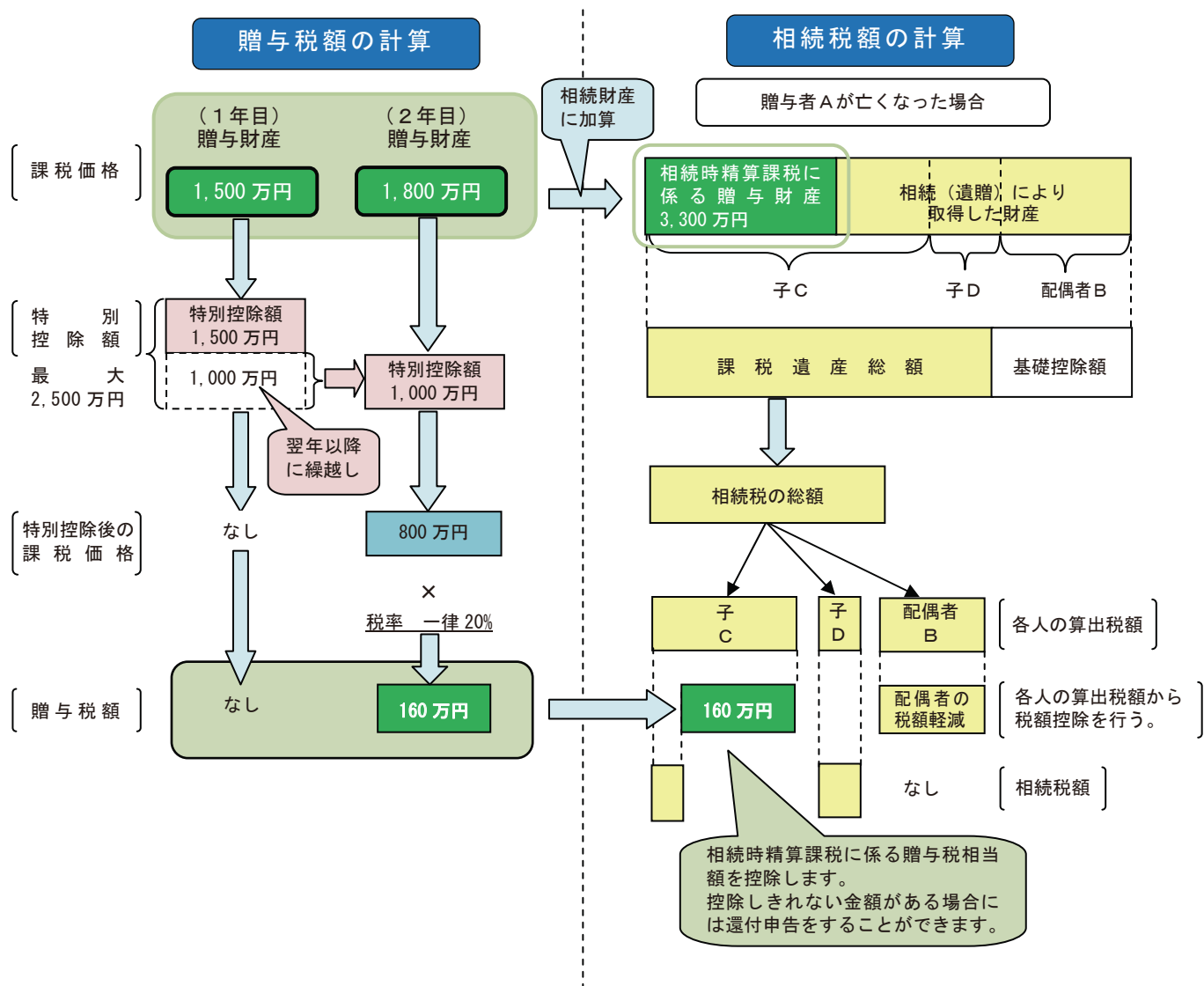
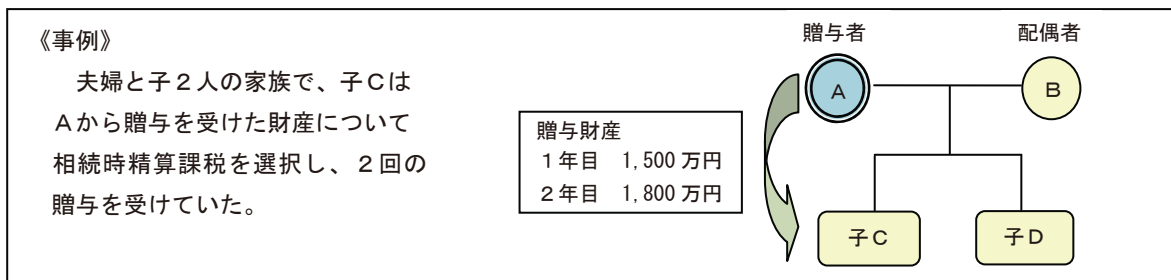
イ 概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から 1 年間に贈与を受けた財産（「相続時精算課税適用財産」といいます。）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の価額（贈与時の時価）と相続又は遺贈を受けた財産の価額（相続時の時価）の合計額を基に計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

相続時精算課税を選択した場合には、その財産の価額が 110 万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。また、申告に際しては次の点に注意してください。

- ① この方式は、贈与者ごとに選択することができます。
- ② この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

ロ 相続時精算課税のしくみ



ハ 適用要件

(イ) 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の1月1日において65歳以上(平成25年分の贈与については、昭和23年1月2日以前に生まれた人)で、かつ、贈与をした時において受贈者の親であること。
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において20歳以上(平成25年分の贈与については、平成5年1月2日以前に生まれた人)で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人であること。

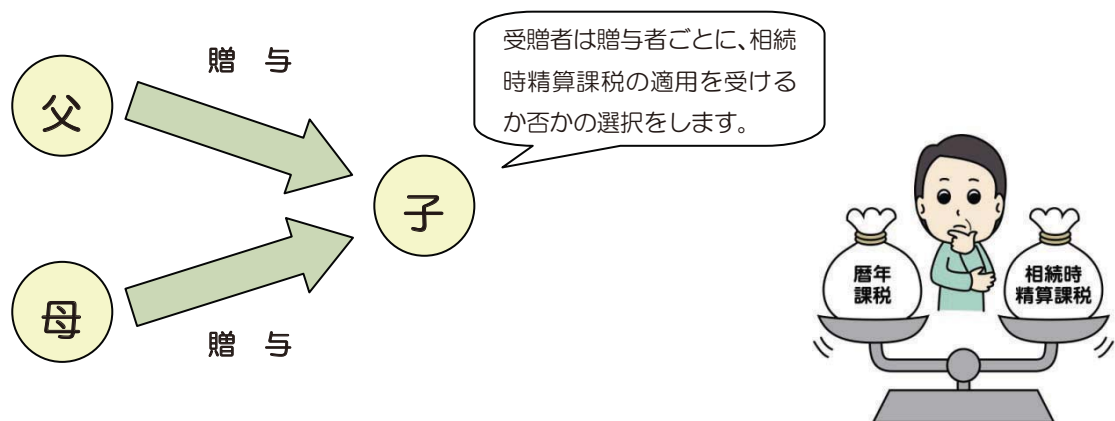
- (注) 1 上記の推定相続人が亡くなっている場合には20歳以上である孫を含みます。
2 その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(ロ) 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、**贈与税の申告書の提出期間内**（5 ページ参照）に「**相続時精算課税選択届出書**」（74 ページ参照）を「**贈与税の申告書第一表**」、「**贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）**」及び「**添付書類**」（28 ページ参照）とともに受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、**贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、暦年課税が適用されます**（（注1）の場合に該当する人を除きます。）。

- (注) 1 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成 24 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません（28 ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。）。
- 2 平成 24 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
- 3 上記の手続は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合の特例の一つである「相続時精算課税選択の特例」（63 ページ参照）の適用を受ける場合にも必要となります。
- 4 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。



二 計算方法

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、1 年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（課税価格）から**相続時精算課税の特別控除額**を控除した残額に 20% の税率を乗じて贈与税額を計算します。

相続時精算課税の特別控除額とは、次の 1 又は 2 に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいいます。

- 1 2,500 万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500 万円から既に使用した額を控除した残額）
- 2 相続時精算課税を選択した贈与者ごとの贈与税の課税価格

- (注) 1 **相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます**（25 ページの【事例 2】参照）。
- 2 控除しきれなかった特別控除額については、翌年以降に繰り越されます。

2 贈与税の申告書の提出期間と提出先

平成 25 年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受付は、

平成 26 年 2 月 3 日（月）から平成 26 年 3 月 17 日（月）までです。

贈与税の申告書は、受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱へ投函する方法のほか、

e - Tax（電子申告）で提出（送信）することができます。

税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。ただし、**一部の税務署**では 2 月 23 日（日） と 3 月 2 日（日） に限り **日曜日** でも、申告の相談及び申告書の受付を行います。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

(注) 1 郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めに送付してください。

2 「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。

3 申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。

4 e - Tax（電子申告）により申告する場合は、事前に利用開始のための手続等が必要です。詳しくは、16 ページをご参照ください。

3 贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表」、「第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」と「第二表（相続時精算課税の計算明細書）」などがあります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。

なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

申 告 の 内 容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表と第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表と第二表
住宅取得等資金の非課税（59 ページ参照）と暦年課税を申告する人	第一表と第一表の二
住宅取得等資金の非課税（59 ページ参照）と相続時精算課税を申告する人	第一表と第一表の二と第二表

(注) 1 第一表の二は、1 枚に記載できる贈与者は 2 人です。贈与者が 3 人以上の場合には複数枚を使用することになります。

2 第二表は、特定贈与者（相続時精算課税選択届出書に係る贈与者をいいます。以下同じです。）ごとに作成するため、特定贈与者が複数いる場合には、その人数分の枚数を使用することになります。

4 贈与税の納付

(1) 原則

平成 25 年分の贈与税の納期限は、平成 26 年 3 月 17 日(月)です。

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式（暦年課税・相続時精算課税）に区分して計算した額の合計額となります。

※ 納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

なお、延滞税の割合は、次のとおりです。

	割 合
① 納期限の翌日から 2 月を経過する日まで	年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
② 納期限の翌日から 2 月を経過した日以後	年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

※ 特例基準割合

各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1% の割合を加算した割合

イ 現金で納付する

現金に納付書（注）を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は受贈者の住所地の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

- （注）1 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。
- 2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入もれがないよう、ご注意ください。

ロ 電子納税を利用する

（イ）インターネットバンキング等を利用する場合

ペイジー対応の金融機関のＡＴＭやインターネットバンキングを利用して贈与税を納付できます。

（注）ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、パソコンや携帯電話、ＡＴＭから行うことができるサービスです。利用には、金融機関との間でインターネットバンキング等の契約が必要です（ＡＴＭご利用の場合には不要です。）。

（ロ）ダイレクト納付を利用する場合

事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax を利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、簡単な操作で届出をした預貯金口座からの振替により即時又は期日を指定して贈与税を納付できます。

（注）ダイレクト納付を利用するためには、e-Tax の利用開始のための手続が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を書面で提出する必要があります。ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで１か月程度かかります。

※ 電子納税の手続は、贈与税の申告書作成コーナーから行うこともできます。

（２）贈与税の延納

贈与税は、納期限までに金銭で納付するのが原則ですが、納期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしているときには、例外的な納付方法である延納が認められます。そのあらまは次のとおりです。

なお、延納の詳しい内容については、税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載しております「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

イ 延納の要件

次の表の要件の全てを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

1	贈与税額が 10 万円を超えていること。
2	納期限までに金銭で納付することを困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
3	納期限までに申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
4	延納税額（利子税の額を含みます。）に相当する担保を提供すること。

- （注）1 延納税額が 50 万円未満で、かつ、その延納期間が 3 年以下である場合には、担保を提供する必要はありません。
- 2 申請期限までに担保提供関係書類を提出できない場合は、税務署にご相談ください。

ロ 延納期間及び延納利子税

（イ）延納期間

贈与税の延納期間は、申請に基づき、その者の事業の継続又は生活の状況等を考慮し、5 年以内となります。

なお、延納年割額は、必ずしも各年均等である必要はありません。

（ロ）延納利子税

延納税額には、年 6.6% の割合で利子税がかかります。

ただし、延納特例基準割合（※）が年 7.3% に満たない場合は、次の算式により計算した割合（0.1% 未満の端数切捨て）が適用されます。

(算式)

$$6.6\% \times \frac{\text{延納特例基準割合 (※)}}{7.3\%}$$

※ 延納特例基準割合

各分納期間の開始の日の属する年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

ハ 担保の種類等

(イ) 担保として適格な財産

延納の担保として提供できる財産の種類は、次の表に掲げる財産に限られます。

なお、延納の担保は、贈与を受けた財産だけに限らず、自己の固有財産又は第三者が所有している財産であっても差し支えありません。

1	国債及び地方債
2	社債その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの
3	土地
4	建物、立木等で保険に附したもの
5	鉄道財団等
6	税務署長等が確実と認める保証人の保証

(注) 上記の表の2の有価証券のうち、取引相場のない株式については、次のいずれかに該当する事由がある場合に限り、延納の担保とすることができます。

- ① 贈与により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式であり、かつ、当該株式以外に延納の担保として提供すべき適当な財産がないと認められること。
- ② 取引相場のない株式以外に財産があるが、当該財産が他の債務の担保となっており、延納の担保として提供することが適当でないと認められること。

(ロ) 担保として不適格な財産

担保となる財産は、その担保に係る国税を徴収できる金銭価値を有するものでなければならぬことから、一般的に次の表に掲げるようなものは担保として不適格とされます。

1	法令上担保権の設定又は処分が禁止されているもの
2	違法建築、土地の違法利用のため建物除去命令等がされているもの
3	所有権を争っている場合など、係争中のもの
4	売却できる見込みのないもの
5	共有財産の持分（共有者全員が持分全部を提供する場合を除きます。）
6	担保に係る国税の附帯税を含む全額を担保としていないもの
7	担保の存続期間が延納期間より短いもの
8	第三者又は法定代理人等の同意が必要な場合に、その同意が得られないもの

※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくことになります。

5 贈与税の申告に誤りがある場合

(1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産があったり、評価の誤りなどがあつたため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記(1)とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多すぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 参考

(1) 贈与税の課税財産

贈与税がかかる財産は、「イ 贈与を受けた財産」及び「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」です。

イ 贈与を受けた財産

贈与を受けた財産とは、「あげましょう」「もらいましょう」という当事者間の契約により取得した土地、家屋、立木、事業（農業）用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画・骨とう、預貯金、現金などの一切の財産です。

- (注) 1 親の土地や家屋を無償で子の名義に変更したり、夫の株式を無償で妻の名義に変更した場合など、無償で不動産や有価証券などの財産の名義を変更した場合には、原則として、新たに名義人となった人が、その財産を贈与によって取得したものとされます。
- 2 親が買入れた土地や家屋を子の名義で登記したり、夫が買った株式を妻の名義にした場合など、買入れた不動産や有価証券などの財産の名義を他人名義にした場合には、原則として、その名義人となった人が、その取得資金を贈与によって取得したものとされます。
- 3 子や孫が、土地や家屋を取得するために親や祖父母から資金の援助を受けた場合には、その援助が贈与であるときはもちろん、その援助が貸借の形式をとっていても、その返済が「出世払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められるものであるときは、その資金を贈与によって取得したものとされます。
- 4 共働き夫婦が、土地や家屋を取得し、夫又は妻のどちらか一方の名義にした場合には、名義人となった人は、土地や家屋の取得に充てた資金のうち他の一方の人が負担した部分を、その人から贈与によって取得したものとされます。

ロ 贈与を受けたものとみなされる財産

贈与を受けた財産ではなくても、次の表に掲げる財産又は利益は、贈与によって取得したものとみなされます。

1	委託者以外の人を受益者とする信託が行われた場合の信託受益権
2	保険料を負担した人以外の人を受け取った保険金（相続税が課税される保険金は除かれます。）
3	掛金や保険料を負担した人以外の人定期金の給付を受けることとなった場合の定期金の受給権
4	著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
5	債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
6	1 から 5 までの掲げる財産又は利益以外の経済的な利益を受けたことによる利益
7	教育資金の非課税（9 ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等に係る教育資金管理契約が終了した場合に非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額

ハ 贈与税がかからない財産

贈与を受けた財産でも、次の表に掲げる財産には贈与税はかかりません。

1	法人から贈与を受けた財産（贈与税ではなく所得税がかかります。）
2	扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために贈与を受けた財産で通常必要と認められる範囲内のもの
3	宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う人で一定の要件に該当する人が、贈与を受けた財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
4	学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定する特定の公益信託から交付された金品で財務大臣の指定するもの
5	学生や生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定の公益信託から交付された金品
6	心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
7	国会議員、地方公共団体の議会の議員、都道府県知事及び市町村長の選挙の候補者が、選挙運動に関して贈与を受けた金品などで、選挙管理委員会に報告されたもの
8	相続又は遺贈によって財産を取得した人が、その相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた財産で、特定贈与財産（10 ページ参照）に該当しないもの（贈与税ではなく相続税がかかります。）
9	社交上の香典や贈答品などで社会通念上相当と認められるもの
10	特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権で非課税の適用を受けるもの
11	住宅取得等資金の非課税（59 ページ及び 73 ページ参照）の適用を受ける金銭
12	教育資金の非課税（9 ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等

【参考】直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）

○ 制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下このページにおいて「受贈者」といいます。）が、教育資金^{（注1）}に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等では有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税抛出资额^{（注2）}から教育資金支出額^{（注3）}（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

（注）1 教育資金とは、以下の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。

① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など

② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

（※）「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます。

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるものをいいます。

＜イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの＞

③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

＜ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの＞

⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

2 非課税抛出资额とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

3 教育資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

詳しくは、税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご確認ください。

なお、教育資金及び学校等の範囲については、文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係にお尋ねください（文部科学省ホームページ【www.mext.go.jp】にも教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。）。

Q & A 「教育資金の非課税」の特例の適用

問： 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続を行えばよいのですか。

答： 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書をその教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

（注） 教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。

したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

(注) **特定贈与財産**とは、贈与时において被相続人との婚姻期間が20年以上であるその被相続人の配偶者（既に被相続人からの贈与について贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けたことがない人に限ります。）が、その被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭のうち、贈与税の配偶者控除の特例の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額（2,000万円が限度となります。）に相当する部分として、相続税の申告書において選択する部分をいいます。

なお、この特定贈与財産については、贈与税がかからない財産には含まれませんので、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の配偶者控除の特例の要件については、59ページを参照してください。

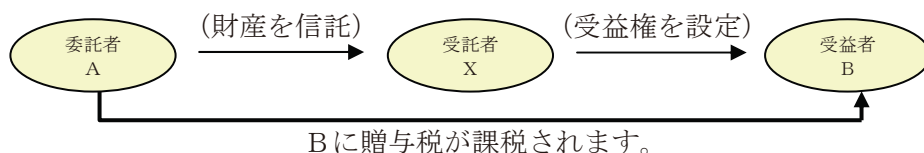
(2) 信託に関する権利等の贈与

新たに信託の設定を行った場合などで、適正な対価を負担することなく受益権等を取得した場合には、贈与税の申告が必要となります。

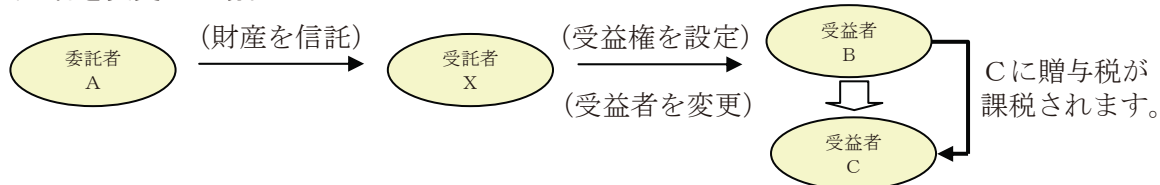
また、信託を設定する時点において受益者等の存しない信託で、将来、委託者の親族等が受益者となる信託の設定を行った場合（例えば、信託を設定した時点ではまだ生まれていない孫等を受益者として指定した場合）には、信託の受託者は、贈与税の申告が必要となります。

信託の設定等により贈与税の課税関係が生じるケース（例）

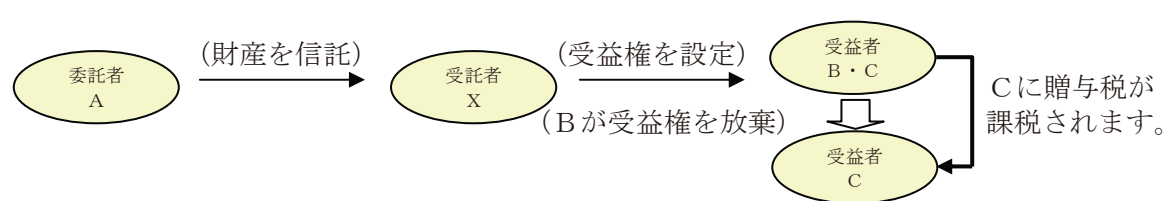
1 委託者と受益者が異なる場合



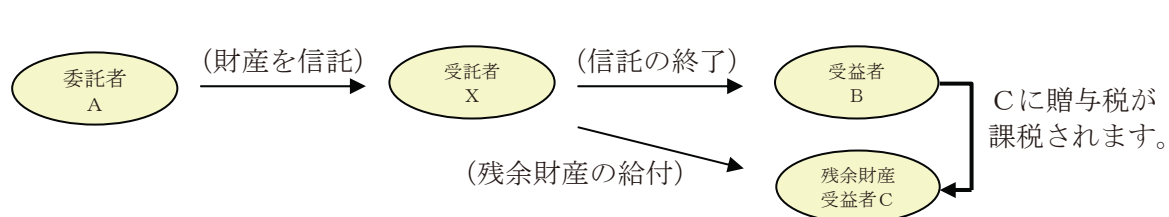
2 受益者を変更した場合



3 受益者の一部の人が権利を放棄した場合



4 信託が終了し残余財産が給付された場合



(3) 贈与財産の評価

贈与を受けた財産の価額は、原則として、贈与を受けた時の時価で評価します。

主な財産の評価のあらましは、次のとおりです。

詳しくは税務署にお尋ねください。

イ 土地

(イ) 宅地

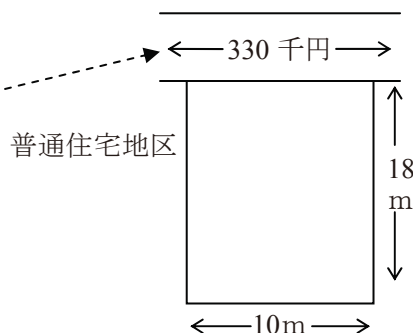
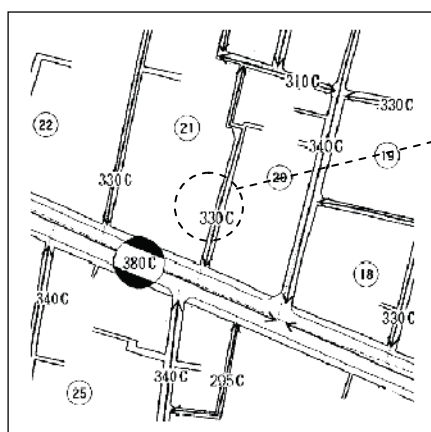
宅地の評価方式には、【路線価方式】と【倍率方式】という2つの方法があります。

【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことで、「路線価図」で確認することができます。

宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた各種補正率（奥行価格補正率、側方路線影響加算率など）で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

路線価図（抜粋）



(路線価) (奥行価格補正率) (面積) (評価額)

$$33 \text{ 万円} \times 1.00 \times 180 \text{ m}^2 = 5,940 \text{ 万円}$$

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線	比準	比準	比準	比準		
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1 純	13 純	22				
1.1 純	11 純	16 純	19 純	20		

(固定資産税評価額) (倍率) (評価額)
 1,000 万円 × 1.1 = 1,100 万円

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

※「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で閲覧することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】）。

(ロ) 借地権等

借地権等の評価については次のとおりです。

借 地 権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に借地権割合を掛けて計算します。
定期借地権	原則として、贈与の時ににおいて借地権者に帰属する経済的利益及びその存続期間を基として計算します。
貸 宅 地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借地権、定期借地権等の価額を差し引いて計算します。
貸家建付地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借家人の有する敷地に対する権利の価額を差し引いて計算します。

(ハ) 田畑又は山林

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

ただし、市街地にある田畑又は山林については、原則として付近の宅地の価額に比準して計算します。

ロ 家屋

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

ハ 森林の立木

原則として、樹種、樹齢別に定めている標準価額（標準価額は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】）。）を基として評価します。

二 事業用の機械、器具、農機具等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

ホ 上場株式

原則として、次の(イ)から(ニ)までの価額のうち、最も低い価額により評価します。

- (イ) 贈与を受けた日の終値
- (ロ) 贈与を受けた月の終値の月平均額
- (ハ) 贈与を受けた月の前月の終値の月平均額
- (ニ) 贈与を受けた月の前々月の終値の月平均額

（注） 上場株式を負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した場合には、その株式の価額は、取得日における最終価格（終値）によって評価します。

ヘ 取引相場のない株式、出資

原則として、その会社の規模の大小、株主の態様、資産の構成割合などに応じ、次のような方式により評価します。具体的には「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（評価明細書の様式は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードすることができます。）を用いて評価します。

- (イ) 類似業種比準方式
- (ロ) 純資産価額方式
- (ハ) (イ)と(ロ)の併用方式
- (ニ) 配当還元方式

ト 家庭用財産・自動車

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

チ 書画・骨とう等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

Ⅱ 申告書の記載例等

1 申告書の書きかた

(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた

ご自宅のパソコンで 贈与税の申告書が作成できます!

贈与税の申告書作成コーナーで申告書を作成するには・・・

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの利用を開始するまでの画面の流れについて説明します。

STEP 1

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】から「確定申告書等作成コーナー」をクリック

国税庁ホームページのトップ画面の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

▶ 確定申告書等作成コーナー



※この画面は、平成25年10月現在のものです。

STEP 2

「確定申告書等作成コーナー」ボタンをクリック

「所得税(確定申告書等作成コーナー)」画面の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

STEP 3

「⇒ 申告書 作成開始」ボタンをクリック

「作成コーナー(トップ画面)」の「申告書作成開始」ボタンをクリックします。



※この画面は、実際の画面とは異なる場合があります。

STEP 4

提出方法を選択

「税務署への提出方法の選択」画面で、税務署へ申告書等を提出する際の提出方法を選択します。

画面の案内に従い、ご利用のパソコンの環境確認等を行います。
e-Taxをご利用になる場合の準備等については16ページをご覧ください。

STEP 5

「⇒ 贈与税の申告書を作成」ボタンをクリック

「作成する申告書等の選択・作成開始」画面の「贈与税の申告書を作成」ボタンをクリックします。

ここに注意！！

- ① 申告内容により、贈与税の申告書作成コーナーでは贈与税の申告書を作成することができない場合があります。詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「ご利用になれない方」をご覧ください。
- ② 贈与を受けた財産の種類によっては、申告書の作成を開始する前に、その財産の評価等を行う必要があります。詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「入力に必要な書類」をご覧ください。
※ 贈与を受けた財産が土地で一定の場合に該当するときは「土地等の評価明細書作成コーナー」で評価を行うことができます。「土地等の評価明細書作成コーナー」については16ページをご覧ください。

具体的な申告書の入力はどうのように始めるの？

ここでは、24ページから54ページに記載の事例について、どのような流れで入力を開始するかを説明します。

○ 作成開始 画面



住宅取得等資金の非課税の適用を受けない方はこちら

**贈与税申告書作成開始
(非課税の適用を受けない場合)**

住宅取得等資金の非課税の適用を受けない平成25年分の贈与税申告書の入力を始めます。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける方はこちら

住宅取得等資金の非課税の適用

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける平成25年分の贈与税申告書の入力を始めます。

1 選択

2 選択

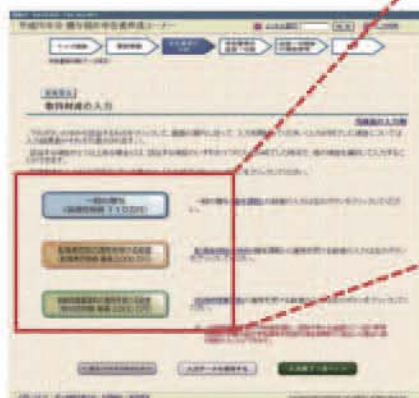
ここに注意！！

贈与を受けた財産について、住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産とそれ以外の財産がある場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産（②選択）から入力を始めてください。

上記「作成開始 画面」で、①を選択した場合



画面の案内に従い入力



一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

一般の贈与
の
入力
を
クリック
し
て
ください。

3 選択

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000万円)

配偶者控除
の
入力
を
クリック
し
て
ください。

4 選択

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

相続時精算課税
の
入力
を
クリック
し
て
ください。

5 選択

③ …【事例1・6・7】の入力はここから

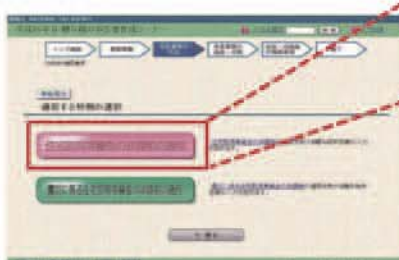
④ …【事例3】の入力はここから

⑤ …【事例2】の入力はここから

上記「作成開始 画面」で、②を選択した場合



画面の案内に従い入力



住宅取得等資金の非課税の適用

6 選択

⑥ …【事例4・5】の入力はここから

贈与税の申告書作成コーナーではどんな書類が作成できるの？

贈与税の申告書作成コーナーでは、次のような書類が作成されます。

- ① 申告書第一表
- ② 申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
- ③ 申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
- ④ 申告書第二表(相続時精算課税の計算明細書)
- ⑤ 相続時精算課税選択届出書
- ⑥ 配偶者控除の特例チェックシート
- ⑦ 相続時精算課税(一般)チェックシート
- ⑧ 「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート・添付書類一覧
- ⑨ 「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート・添付書類一覧
- ⑩ 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート・添付書類一覧
- ⑪ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第一表)※
- ⑫ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第二表)※

※ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表(申告書第一表、同第二表)は、提出方法が書面の場合で入力した財産が4件以上の場合に作成されます。

※ 贈与税の申告書をe-Taxで提出(送信)した場合、各種特例を受けるための添付書類は、申告等データを送信した際に出される「贈与税の申告書等送信票(兼送付書)」の「送信(送付)書類等のご案内」欄で確認の上、「贈与税の申告書等送信票(兼送付書)」に添付して税務署に提出(郵送)してください。

贈与税の申告書を作成した後、納税についてはどうするの？

納付に当たっては、現金による納付のほか、ご自宅や事務所のインターネットを利用したe-Taxによる電子納税もご利用いただけます。

税務署からは、申告書の提出後に納付書の送付や納税通知等による納付のお知らせはありません。また、**贈与税については振替納税は利用できませんので、ご注意ください。**

※ 贈与税の申告書作成コーナーでは、e-Taxを利用し、**電子納税の手続きを行うことができます。**
是非、ご利用ください。



贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときはどうするの？

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときに、参考となる機能について説明します。

【作成開始前】



- ・ご利用にならない方
- ・作成できる書類
- ・入力に必要な書類
- ・具体的な入力例
- ・データの保存・読み込み
- ・作成後の確認事項

操作に関する具体的な入力例がパターン別に掲載されているので、作成開始前にチェック！

【入力途中】



よくある質問・・・用語などが分からない場合には、単語を入力して「検索」ボタンをクリック！

当画面の入力例・・・表示されている画面の入力例が掲載されているので、入力途中でチェック！

e-Taxを利用するには・・・

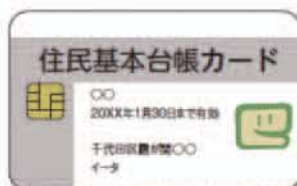


まずは・・・
パソコンで作成
さらに・・・
ネットで申告・納税

「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成し、作成が終わったら「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxで提出(送信)ができます。

STEP 1

電子証明書等の準備



電子証明書 (IC カード)

住民票のある市役所等の窓口で、住民基本台帳カードを入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受けてください。
詳しくは、住民票のある市役所等へお尋ねください。

※ 税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって提出(送信)する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

※ 電子証明書の取得には費用がかかります。また、「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期間は3年となっており、有効期限を過ぎた場合には、新たに取得する必要があります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。

STEP 2

ICカードリーダーライタの購入

公的個人認証サービスに基づく電子証明書は、住民基本台帳カードに格納されていますので、別途、電子証明書に適合したICカードリーダーライタが必要になります。



※ 利用する電子証明書の仕様に合ったものをご確認の上、家電販売店などでお買い求めください。また、ご利用のパソコンの環境に対応していない機種もありますので、事前にご確認ください。

ここに注意！！

e-Taxで提出(送信)するためには利用者識別番号が必要となりますが、既に取得されている場合には、贈与税で改めて取得していただく必要はありません(取得していない場合は、「確定申告書等作成コーナー」で取得することができます。)

土地等の評価明細書作成コーナーとは？

「土地等の評価明細書作成コーナー」は、贈与を受けた土地等の評価を行い、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を作成するコーナーです。

このコーナーで評価を行うことができる土地等は、次の(1)から(3)の全てを満たすものに限ります。

- (1) 地目が宅地であること。
- (2) 形状がほぼ長方形(正方形)であること。
- (3) 利用状況が①自用地、②借地権、③底地(借地権が設定されている宅地)及び④貸家建付地(貸家の敷地)のいずれかであること。

(上記の(1)から(3)の全てを満たしていても、ご利用になれない場合があります。詳しくは「土地等の評価明細書作成コーナー」の「ご利用になれない方」をご覧ください。)



※この画面は、実際の画面とは異なる場合があります。

(2) 贈与税の申告書の書きかた

① 申告書第一表

贈与税の申告をする全ての人が使用する表です。

税務署長 平成 年 月 日提出		F D 4 7 2 3	
提出用 税務署受付	住所 (電話 - -)		税務署整理欄 (記入しないでください。)
	フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。		整理番号 名簿
	氏名		申告書提出年月日 財産 事案
	生年月日 年 月 日 職業		災害等延長期限 細目 処理
出国年月日		コード 訂正	
死亡年月日		関与区分 修正	
* 明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4		(単位は円)	
I 暦 年 課 税 分	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日		取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・経緯 数量 単価 価額 所在地等 固定資産税評価額 倍 数
	住所		財産を取得した年月日 財産の価額 平成 年 月 日
	フリガナ 続柄		
	氏名		
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		
	住所		平成 年 月 日
	フリガナ 続柄		
	氏名		
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		
	住所		平成 年 月 日
フリガナ 続柄			
氏名			
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
財産の価額の合計額 (課税価格)		①	
配偶者控除額 (右の事実該当する場合は、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円		② (最高2,000万円)	
基礎控除額		③	
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】		④	
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)		⑤	
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)		⑥	
差引税額 (⑤-⑥)		⑦	
相続時精算課税分 (「新年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)			
II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額)		⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑮の金額の合計額)		⑨	
III 課税価格の合計額 (①+⑧)		⑩	
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】		⑪	
農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑤の金額)		⑫	
株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の2の②の金額)		⑬	
申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)		⑭	
この申告書が修正申告書である場合			
差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑪)		⑮	
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑭)		⑯	
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号		通信日付印 確認者	

(資5-10-1-1-A4統一)(平25.10)

記号	欄	書きかた
㉑	「 <u> </u> 税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。
	「 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日提出」	申告書の提出年月日を記入します。
	「平成□□年分」	□□の中に「25」と記入します。
㉒	「住所」	住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 50 年 1 月 23 日生まれの場合】 3 5 0 年 0 1 月 2 3 日
	「職業」	申告をする人の職業を記入します。
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。 【例：昭和 20 年 3 月 21 日生まれの場合】 明・大・ 昭 ・平 20 年 3 月 21 日
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
㉔	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、23 ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の 1 単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
㉕	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。

② 申告書第一表の二

住宅取得等資金の非課税（59 ページ参照）の適用を受ける人が使用する表です。

提出用

平成25年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印		受贈者の氏名		A	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中に入れてください。 ☐ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)					
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日		
	住所		住宅取得等資金の金額		
	フリガナ		平成□□年□□月□□日		
	氏名	続柄	□□□□□□□□□□		
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	平成□□年□□月□□日		
			□□□□□□□□□□		
	住宅取得等資金の合計額	(26)	□□□□□□□□□□		
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日		
	住所		住宅取得等資金の金額		
	フリガナ	続柄	平成□□年□□月□□日		
氏名		□□□□□□□□□□			
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	平成□□年□□月□□日			
		□□□□□□□□□□			
住宅取得等資金の合計額	(27)	□□□□□□□□□□			
非課税の計算	非課税限度額（1,200万円又は700万円）(注2)	E	(28)	□□□□□□□□□□	
	平成24年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	F	(29)	□□□□□□□□□□	
	非課税限度額の残額（28－29）	G	(30)	□□□□□□□□□□	
	26のうち非課税の適用を受ける金額		(31)	□□□□□□□□□□	
	27のうち非課税の適用を受ける金額	H	(32)	□□□□□□□□□□	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（31＋32） （30の金額を限度とします。）		(33)	□□□□□□□□□□	
	26のうち課税価格に算入される金額（26－31） （26に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	I	(34)	□□□□□□□□□□	
	27のうち課税価格に算入される金額（27－32） （27に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）		(35)	□□□□□□□□□□	
	④又は⑤に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④又は⑤の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。				

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,200万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「700万円」となります。ただし、平成24年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

※ 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平25,10)

第一表の二（平成25年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

記号	欄	書きかた
㊦	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
㊧	「次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、 □の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
㊨	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。 【例：昭和 20 年 3 月 21 日生まれの場合】 明・大・㊦・平 20 年 3 月 21 日
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
㊩	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。
㊪	「非課税限度額」	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅の種類が省エネ等住宅（60 ページ参照）の場合は「1,200 万円」が、省エネ等住宅以外の場合は「700 万円」が、非課税限度額となります。 ただし、平成 24 年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合があります。
㊫	「平成 24 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額」	平成 24 年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成 24 年分の贈与税の申告書第一表の二㊦の金額）を記入します（適用を受けていない場合は、記入しません。）。)
㊬	「非課税限度額の残額」	㊨の金額から㊩の金額を控除した金額を記入します。
㊭	「㊨のうち非課税の適用を受ける金額」及び「㊩のうち非課税の適用を受ける金額」	㊬の非課税限度額の残額を超えないように住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が2人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税の適用を受ける金額の合計額が㊬の非課税限度額の残額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。
	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額の合計額を記入します（㊬の非課税限度額の残額を超えることはありません。）。)
㊮	「㊨のうち課税価格に算入される金額」及び「㊩のうち課税価格に算入される金額」	㊨の金額から㊩の金額を控除した金額又は㊩の金額から㊬の金額を控除した金額を記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。
㊯	「所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日」及び「提出した税務署」	平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日及び税務署名を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。

相続時精算課税（2ページ参照）の適用を受ける人が使用する表です。

第二表（平成22年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

[illegible]

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平25.10)

記号	欄	書きかた
㉑	「平成□□年分」	□□の中に「25」と記入します。
	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
㉒	「次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。」	相続時精算課税選択の特例（63 ページ参照）の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 20 年 3 月 21 日生まれの場合】 3 2 0 年 0 3 月 2 1 日
㉔	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、23 ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の 1 単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
㉕	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。
㉖	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で控除した特別控除額の合計額を記入します。なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額（最高 1,000 万円）は、特別控除額に含まれませんのでご注意ください。
㉗	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。

(3) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた

種 類	細 目		利 用 区 分 ・ 銘 柄 等	
土 地 （土地の上に 存する権利を 含みます。）	田		自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別	
	畑			
	宅地		自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別	
	山林		普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）	
	その他の土地		原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）	
家 屋	家屋（構造及び用途）、構築物		家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別	
事 業(農 業) 用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産		機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	
	売掛金			
	その他の財産		電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号	
有 価 証 券	株式、 出資	上場株式等		その銘柄
		取引相場 のない株 式、出資	配当還元 方式によ ったもの	
			その他の 方式によ ったもの	
	公債、社債			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券			
	現金、預貯金等			
家庭用財産			その名称と銘柄	
その他の財産 （利益）	生命保険金等			
	立木		その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）	
	その他		1 事業に関係ない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権については、その加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容	

(参考)「取引相場のない株式、出資」の「細目」欄への記載については、例えば、「株式 配当還元方式」や「出資 その他の方式」と記載していただいて差し支えありません。

2 申告書の記載例

【事例1】暦年課税を適用する場合

私は、父から現金100万円、祖父から上場株式5,000株の贈与を受けました。
暦年課税により申告します。

事例1

浦和 税務署長 平成26年2月3日提出 平成25年分贈与税の申告書 FD 4 7 2 3

提出用 贈与税申告書

住所 〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX) さいたま市浦和区〇〇△丁目×番×号

フリガナ 家フリガナは、必ず記入してください。 コウ ダ イチ ロウ

氏名 甲田 一郎

生年月日 3月5日 年 07月27日 職業 会社員

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号 申告書提出年月日 災害等延長期限 出国年月日 死亡年月日

財産 名簿 財産 細目 事案 処理 訂正 修正

第一表 (平成22年分以降適用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

取得した財産の明細

種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	価額	財産を取得した年月日
現金・預貯金等	現金					平成25年02月17日
住所	杉並区〇〇×丁目×番地					
刀附	コウ ダ タロウ	続柄				
氏名	甲田 太郎 父					
生年月日	明・大(昭)平17年12月2日					
住所	江戸川区〇〇町×丁目×番×号					平成25年10月04日
刀附	コウ ダ コウイチ	続柄				
氏名	甲田 甲一 祖父					
生年月日	明(大)昭・平9年7月11日					
住所	千代田区〇〇町×丁目×番地					
刀附		続柄				
氏名						
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日					
財産の価額の合計額 (課税価格)	①					2450000
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)	②					
基礎控除額	③					1100000
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) [1,000円未満切捨て]	④					1350000
④に対する税額 (申告書第一表(控除)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤					135000
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥					
差引税額 (⑤-⑥)	⑦					135000
相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)						
特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)	⑧					
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑫の金額の合計額)	⑨					
課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩					2450000
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨) [100円未満切捨て])	⑪					135000
農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫					
株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の2の②の金額)	⑬					
申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)	⑭					135000
この申告書が修正申告書である場合						
差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑪)	⑮					
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑫)	⑯					
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号						
税理士法第30条の書面提出有						
税理士法第33条の2の書面提出有						
通信日付印						
確認者						

(資5-10-1-1-A4統一)(平25.10)

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

【事例2】相続時精算課税を適用する場合

私は、父から宅地の贈与を受けました。
平成25年1月1日において、父は65歳以上、私は20歳以上ですので、相続時精算課税を選択して申告します。

提出用 税務署 提出 平成26年2月21日提出

板橋 税務署長 平成25年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3

〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXXX-XXXX)

住所 板橋区〇〇△丁目×番×号

フリガナ オソザワ ハナコ

氏名 乙沢 花子

生年月日 349年08月28日 職業 自営業

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事案

災害等延長期限 細目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 関与区分 修正

(単位は円)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日

住所 種類 細目 利用区分 数量 単価 価額

所在場所等 固定資産税評価額 倍 数

財産を取得した年月日 財産の価額

平成 年 月 日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) ①

配偶者控除額 (右の事実該当する場合は、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) ② (最高2,000万円)

基礎控除額 ③

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④

④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。) ⑤

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥

差引税額 (⑤-⑥) ⑦

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額) ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額) ⑨

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】 ⑪

農地等納税額 ⑫

株式等納税額 ⑬

申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬) ⑭

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑩) ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑪) ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者

(資5-10-1-1-A4統一) (平25.10)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

- 「相続時精算課税選択の特例」
(63 ページ参照)
の適用を受けない
場合には記入
する必要はありません。

事例 2

[illegible]

(資5-10-2-1-A4統一) (平25 10)



相続時精算課税選択届出書

(平成21年分以降用)

平成 26 年 2 月 21 日	住所又は居所 〒XXX-XXXX 電話(XXX-XXX-XXXX) 板橋区〇〇△丁目×番×号
板橋 税務署長	フリガナ オツ ザワ ハナ コ
	氏名 乙 沢 花 子 (大・昭・平 49 年 8 月 28 日)
	特定贈与者との続柄 長女

私は、下記の特定贈与者から平成 25 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	豊島区〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツ ザワ タ ロウ
氏名	乙 沢 太 郎
生年月日	明・大・昭・平 20 年 1 月 15 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) ☒ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) ☒ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) ☒ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
 - (注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
 - 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が65歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	☑	電話番号	
-------	---	------	--

※ 税務署整理欄	届出番号	—	名簿					確認
----------	------	---	----	--	--	--	--	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(平25.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

「25」と記入してください。

平成25年中に特定贈与者(5ページの3(注2)参照)の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

平成 25 年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 25 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和 23 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 5 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ

(注) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 23 年 1 月 3 日以後に生まれた人の場合には、「平成 25 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート」(42 ページ又は 44 ページ参照)を使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（63 ページの「相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（4 ページの（ロ）の（注 2）参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

次の表の 1 から 4 までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること。
2	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、 <u>受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類</u> （受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
3	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類
4	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、 <u>贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類</u> （贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） (注) 1 「相続時精算課税選択の特例」(63 ページ参照) の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2 上記 3 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 65 歳に達した時以後（「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4 の書類を提出する必要はありません。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

Q & A 相続時精算課税選択届出書の作成

問： 私は父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答： 父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注）を適用して申告します。
（注）特例の概要については59ページを参照してください。

神戸 税務署長 平成25年分贈与税の申告書 FD 4 7 2 3

平成26年2月14日提出

提出用 税務署長 提出用

〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXXX-XXXX)

住 所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。 ヘイ モト キョウ コ

氏 名 丙 本 京 子

生 年 月 日 3 1 8 年 0 2 月 2 0 日 職業 無 職

明治1, 大正2, 昭和3, 平成4

税務署整理欄（記入しないでください。）

修理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事案

災害等延長期限 細目 処理

出 国 年 月 日 コード 訂正

死 亡 年 月 日 関与区分 修正

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細 種 類 目 所在地等 数量 単 価 価 値	財産を取得した年月日 財 産 の 価 値
住所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号 フリガナ ヘイ モト サブロー 氏名 丙 本 三 郎 夫 生年月日 明・大・昭・平 18 年 2 月 10 日	土地 宅地 自用地 (特2分2の1) 270,000 165.00㎡	平成25年05月05日 22275000
住所 " " フリガナ " " 氏名 " " 生年月日 明・大・昭・平 " 年 月 日	家屋 (木・瓦・居宅) 自家用屋 124.21㎡ 745,600 1.0	平成25年05月05日 745600
住所 " " フリガナ " " 氏名 " " 生年月日 明・大・昭・平 " 年 月 日		平成 年 月 日
財産の価額の合計額（課税価格）	①	23020600
配偶者控除額（右の事実該当する場合には、..... □の中にレ印を記入します。） （贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額） 23,020,600 円	②	20000000
基礎控除額	③	11000000
②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④	19200000
④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）	⑤	1920000
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	⑥	
差引税額（⑤－⑥）	⑦	1920000
特定贈与者ごとの課税価格の合計額 （第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑦の金額の合計額）	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 （第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑧の金額の合計額）	⑨	
課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	23020600
差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪	1920000
農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額）	⑫	
株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は 「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額）	⑬	
申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	1920000
この申告書が修正 申告書である場合	⑮	
差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額 （⑪－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪）	⑯	
申告期限までに納付すべき税額の増加額 （⑭－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭）	⑰	

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者

（資5-10-1-1-A4統一）（平25.10）

第一表（平成22年分以降用）（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一併に提出してください。）

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入します（左の合計額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。）。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

平成 25 年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、平成 25 年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除（2,000 万円控除）の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	は い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。	は い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は い	いいえ
4	【3 で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	は い
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	は い	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	は い	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を平成 26 年 3 月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	は い	いいえ
8	6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は平成 26 年 3 月 15 日までに居住する見込みですか。	は い	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は い	いいえ

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
3	控除の対象となった居住用不動産に関する登記事項証明書
4	受贈者の住民票の写し（控除の対象となった居住用不動産を居住の用に供した日以後に作成されたものに限りま す。） （注）上記 2 の戸籍の附票の写しに記載されている受贈者の住所が、贈与税の配偶者控除の特例の対象とな った居住用不動産の所在場所である場合には、住民票の写しを提出する必要はありません。

【事例4】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、祖父から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋は、省エネ等住宅（60ページ参照）であり、平成25年中に完成し居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注）を適用し暦年課税により申告します。

（注）特例の概要については59ページを、チェックシート及び添付書類については38ページ及び39ページの㊹-1を参照してください。

提出用 税務署長 平成26年2月27日提出

札幌市 平成25年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3

住所 札幌市中央区〇〇条△丁目×番×号

フリガナ サッポロ シロウ

氏名 札幌 史郎

生年月日 350年08月08日 職業 会社員

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号 申告書提出年月日 財産 事案 災害等延長期限 細目 処理 出国年月日 コード 訂正 死亡年月日 関与区分 修正

取得した財産の明細

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 住所 札幌市中央区〇〇条△丁目×番×号

申告者との続柄・生年月日 続柄 祖父 生年月日 平成25年07月17日

取得した財産の種類・目録・数量・単価・価額

現金・預貯金等 現金（住宅取得等資金） 平成25年07月17日 3000000

申告書第一表の二のとおりに記入してください。

財産の価額の合計額（課税価格） ① 3000000

配偶者控除額 ②

基礎控除額 ③ 1100000

②及び③の控除後の課税価格（①-②-③）【1,000円未満切捨て】 ④ 1900000

④に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。） ⑤ 190000

外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） ⑥

差引税額（⑤-⑥） ⑦ 190000

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 ⑨

課税価格の合計額（①+⑧） ⑩ 3000000

差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦+⑨））【100円未満切捨て】 ⑪ 190000

農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額） ⑫

株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額） ⑬

申告期限までに納付すべき税額（⑪-⑫-⑬） ⑭ 190000

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪） ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭） ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 ㊹

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印 確認者 ㊹

（資5-10-1-1-A4統一）（平25.10）

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

転記します。
（注）③④又は③⑤が0の場合には「Ⅰ暦年課税分」に記入する必要はありません。

提出用

平成25年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

署受付印

受贈者の氏名 札幌史郎

第一表の二（平成25年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

事例4

住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

☒ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	平成25年07月17日
フリガナ サッポロ タロウ	続柄	住宅取得等資金の金額
氏名 札幌 太郎	祖父	15000000
生年月日 明・大・昭・平 10 年 5 月 10 日		平成 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	26	15000000
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所		平成 年 月 日
フリガナ	続柄	住宅取得等資金の金額
氏名		平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		
住宅取得等資金の合計額	27	
非課税限度額（1,200万円又は700万円）（注2）	28	12000000
平成24年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	29	
非課税限度額の残額（28-29）	30	12000000
26のうち非課税の適用を受ける金額	31	12000000
27のうち非課税の適用を受ける金額	32	
非課税の適用を受ける金額の合計額（31+32） （30の金額を限度とします。）	33	12000000
28のうち課税価格に算入される金額（28-31）	34	3000000
（28に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を） 転記します。	35	
27のうち課税価格に算入される金額（27-32）	36	
（27に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を） 転記します。	37	
③又は④に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④又は⑤の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。		

（注1） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 26・2・27 提出した税務署 札幌中 税務署

（注2） 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,200万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「700万円」となります。ただし、平成24年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

※ 税務署整理番号 整理番号 名簿 確認

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平25.10)

（注）「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

【事例5】住宅取得等資金の非課税と相続時精算課税選択の特例を適用する場合

私は、自分の住宅用の家屋を新築するために、父から現金3,700万円の贈与を受けました。家屋は、省エネ等住宅（60ページ参照）であり、平成25年中に完成し、居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注）を適用するとともに、相続時精算課税を選択します。父は65歳未満であるため、相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

（注） 特例の概要については59ページ及び63ページを、チェックシート及び添付書類については38ページ及び39ページの㊸-1と42ページ及び43ページの㊸-1を参照してください。

名古屋北 税務署長 平成25年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3

提出用 贈与税 受付印

住所 名古屋北 〇〇丁目×番×号
フリガナ ナゴヤ イチロウ
氏名 名古屋 一郎
生年月日 360年01月01日 職業 会社員

税務署整理欄（記入しないでください。）
整理番号 名簿
申告書提出年月日 財産 事案
災害等延長期限 細目 処理
出国年月日 コード 訂正
死亡年月日 関与区分 修正

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細			財産を取得した年月日	
	種類	細目	数量	単価	財産の価額
住所	所在地	取得場所等	固定資産税評価額	倍	円
刀狩 氏名	続柄				平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日					
住所					平成 年 月 日
刀狩 氏名	続柄				
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日					
住所					平成 年 月 日
刀狩 氏名	続柄				
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日					
財産の価額の合計額（課税価格）					①
配偶者控除額（右の事実にあたる場合には、………□私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。） （贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）					②
基礎控除額					③
②及び③の控除後の課税価格（①-②-③）【1,000円未満切捨て】					④
④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）					⑤
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）					⑥
差引税額（⑤-⑥）					⑦
相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）					
特定贈与者ごとの課税価格の合計額 （第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑩の金額の合計額）					⑧
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 （第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑪の金額の合計額）					⑨
課税価格の合計額（①+⑧）					⑩
差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦+⑨））【100円未満切捨て】					⑪
農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額）					⑫
株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額）					⑬
申告期限までに納付すべき税額（⑪-⑫-⑬）					⑭
この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額 （⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪）				⑮
	申告期限までに納付すべき税額の増加額 （⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭）				⑯
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号					
☐ 税理士法第30条の書面提出有 ☐ 税理士法第33条の2の書面提出有 通信日付印 確認者 ㊸					

（資5-10-1-1-A4統一）（平25.10）

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

申告書第二表の⑪（35ページ参照）から転記します。

申告書第二表の⑫（35ページ参照）から転記します。

平成25年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には口にレ印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

第二表の二（平成25年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

申告書第二表の財産の価額（35ページ参照）に転記します。

受贈者の氏名		名古屋一郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）（単位は円）			
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住所 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	名古屋市北区 〇〇丁目×番	平成25年06月06日	
フリガナ ナゴヤゴロウ	続柄	住宅取得等資金の金額	
氏名 名古屋 吾郎 父		平成 年 月 日	
生年月日 明・大・昭・平 35年 3月 5日		平成 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額		26 37000000	
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住所		住宅取得等資金の金額	
フリガナ	続柄	平成 年 月 日	
氏名		平成 年 月 日	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		平成 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額		27	
非課税限度額（1,200万円又は700万円）（注2）	28 12000000		
平成24年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	29		
非課税限度額の残額（28-29）	30 12000000		
26のうち非課税の適用を受ける金額	31 12000000		
27のうち非課税の適用を受ける金額	32		
非課税の適用を受ける金額の合計額（31+32） （30の金額を限度とします。）	33 12000000		
26のうち課税価格に算入される金額（26-31） （26に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を） 転記します。	34 25000000		
27のうち課税価格に算入される金額（27-32） （27に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を） 転記します。	35		
③又は④に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④又は⑤の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。			

（注1） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 26・2・17 提出した税務署 名古屋北 税務署

（注2） 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,200万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「700万円」となります。ただし、平成24年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

※ 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

※印欄には記入しないでください。

（資5-10-1-3-A4統一）（平25.10）

（注）「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（74 ページ参照）の提出が必要となります。
- 申告書第二表は、特定贈与者（5 ページの 3（注 2）参照）ごとに作成します。

平成 25 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書） FD 4 7 3 2

税務署受印

受贈者の氏名 名古屋 一郎

提出用

次の特例の適用を受ける場合には、☐ の中にレ印を記入してください。

☒ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。（単位は円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日	
	種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	財産の価額
住所	現金・ 預貯金等	現金 (住宅取得等資金)				平成 25 年 06 月 06 日
フリガナ ナゴヤゴロウ 氏名 名古屋 吾郎	申告書第一表の二のとおし					平成 25 年 00 月 00 日
続柄						平成 25 年 00 月 00 日
生 年 月 日 25 年 06 月 06 日						平成 25 年 00 月 00 日
----- 明治 1 、大正 2 、昭和 3 、平成 4						平成 25 年 00 月 00 日
財産の価額の合計額（課税価格）					⑰	25000000
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）					⑱	00000000
特別控除額の残額（2,500万円－⑱）					⑲	25000000
特別控除額（⑰の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）					⑳	25000000
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑳－㉑）					㉑	00000000
㉑の控除後の課税価格（⑰－㉑）【1,000円未満切捨て】					㉒	00000000
㉒に対する税額（㉒×20％）					㉓	00000000
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）					㉔	00000000
差引税額（㉓－㉔）					㉕	00000000
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）			
	署	平成 年分				
	署	平成 年分				
	署	平成 年分				
	署	平成 年分				

※ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄

整理番号 00000000

名簿 00000000

届出番号 00000000

財産細目コード 00000000

確認 00000000

※印欄には記入しないでください。 （資 5-10-2-1-A 4 統一）（平25.10）

「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、☐ にレ印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

申告書第一表の二の⑳ (34 ページ参照) から転記します。

申告書第一表の㉑ (33 ページ参照) に転記します。

申告書第一表の㉒ (33 ページ参照) に転記します。

35

税務署受付印

平成 26 年 2 月 17 日

名古屋北 税務署長

相 続 時 精 算 課 税 選 択 届 出 書

〇「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

受 贈 者	住 所 又 は 居 所	〒XXXX-XXXX 電話(XXX-XXX-XXXX) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	
	フリガナ	ナゴヤ イチロウ	
	氏 名 (生年月日)	名古屋 一郎 (大・昭・平 60 年 1 月 1 日)	
	特定贈与者との続柄	長男	

私は、下記の特定贈与者から平成 25 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又 は 居 所	名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ	ナゴヤ ゴロウ
氏 名	名古屋 吾郎
生年月日	明・大・昭・平 35 年 3 月 5 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類
次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1) ☒ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
① 受贈者の氏名、生年月日
② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

(2) ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(3) ☒ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

(4) ☒ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 1 租税特別措置法第 70 条の 3 (特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後(租税特別措置法第 70 条の 3 の適用を受ける場合を除きます。)又は平成 15 年 1 月 1 日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

※	税務署整理欄	届 出 番 号	—	名 簿				確 認
---	--------	---------	---	-----	--	--	--	-----

※印欄には記入しないでください。 (資 5 - 42 - A 4 統一) (平 25.10)

「25」と記入してください。

平成 25 年中に特定贈与者(5 ページの 3 (注 2) 参照)の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

○ 住宅取得等資金の贈与の特例に係るチェックシート及び添付書類の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。

なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。

また、「**㊸住宅取得等資金の非課税**」の概要については 59 ページを、「**㊹相続時精算課税選択の特例**」の概要については 63 ページを、「**㊺震災に係る住宅取得等資金の非課税**」の概要については 73 ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 住宅用の家屋の取得等の態様	㊸ 住宅取得等資金の非課税 〔非課税限度額〕 1,200 万円又は 700 万円	㊹ 相続時精算課税選択の特例 〔贈与者が 65 歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例〕	㊺ 震災に係る住宅取得等資金の非課税 〔東日本大震災により被害を受けられた場合の特例〕 〔非課税限度額〕 1,500 万円又は 1,000 万円
新築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	㊸－1 (38 ページへ)	㊹－1 (42 ページへ)	㊸－1 ＋ ㊺－1 (38、46 ページへ)
取得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕			
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	㊸－2 (40 ページへ)	㊹－2 (44 ページへ)	㊸－2 ＋ ㊺－2 (40、48 ページへ)

(注)1 「新築」には、平成 26 年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

2 「増改築等」には、平成 26 年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

3 「取得」の場合には、上記 1 の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、平成 26 年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。

4 非課税限度額については、平成 24 年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合には、上記の金額と異なる場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

5 住宅取得等資金の非課税（㊸又は㊺）と相続時精算課税選択の特例（㊹）とを併用して適用する場合は、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。



平成 25 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「11」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 5 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの、平成 25 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 また、平成 23 年分又は平成 24 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 (注) 1 平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は、その非課税限度額 (1,000 万円) から平成 23 年分及び平成 24 年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。 2 平成 24 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人（(注) 1 に掲げる人を除きます。）は、その非課税限度額 (1,500 万円又は 1,000 万円) から平成 24 年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 26 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。 また、平成 26 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
7	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
8	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの (注) 耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 39 ページの「添付書類一覧 A-1」の「No. 6・7・8」に掲げる書類により証明されたもの	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと（※）。 ※ b は、平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。	は い	いいえ
10	既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 26 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

11	【平成 25 年分の贈与税の申告で初めて「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧 A-1」の「No. 11」に掲げる書類により証明されたもの（以下「省エネ等住宅」といい、「省エネ等住宅」以外の住宅用の家屋を、以下「一般住宅」といいます。）ですか。	【非課税限度額】	
		は い⇒	1,200 万円
		いいえ⇒	700 万円
	【平成 24 年分の贈与税の申告で省エネ等住宅に係る「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	は い⇒	1,500 万円
		いいえ⇒	700 万円
	【平成 24 年分の贈与税の申告で一般住宅に係る「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	は い⇒	1,200 万円
		いいえ⇒	1,000 万円

平成 年 月 日

受贈者の住所：

受贈者の氏名：

フリガナ

平成 25 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **①-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.」は、38 ページのチェックシート①-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	□
2	② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	
3	○ 源泉徴収票 など平成 25 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	□
4	平成 21 年分から平成 24 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	□

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の新築の工事の請負契約書や売買契約書など、新築に係る契約又は取得の相手方 （新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 （注） 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	□
6 ・ 7 ・ 8	【平成 26 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ① 登記事項証明書 （注）1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 ② 耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（取得した家屋が、チェックシート①-1 の「8」の③のみに該当する場合に必要なります。） （注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りします。 2 「住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限りします。 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、平成 25 年 4 月 1 日以後に取得した家屋について交付されたもので、その保険契約がその家屋の取得の前日 2 年以内に締結されたものに限りします。	□
	【平成 26 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 新築に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限りします。） ③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	

○「受贈者の居住」に関する事項

9 ・ 10	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の住民票の写し （注） 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りします。	□
	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	

○「非課税限度額」に関する事項

11	【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【平成 26 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書 （注）1 ①の書類は、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合には、その家屋の取得の前日 2 年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りします。 2 ②の書類は、住宅用の家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得の場合にあっては省エネルギー対策等級が等級 4 又は耐震等級が等級 2 若しくは 3 若しくは免震建築物であるものに限り、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合にあってはその家屋の取得の前日 2 年以内又は取得の日以降に評価されたもので耐震等級が等級 2 若しくは 3 又は免震建築物であるものに限りします。	□
	【平成 26 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	

平成 25 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **④-2 増改築等用**

このチェックシートは、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 5 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの、平成 25 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 また、平成 23 年分又は平成 24 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 (注) 1 平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は、その非課税限度額（1,000 万円）から平成 23 年分及び平成 24 年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。 2 平成 24 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人（（注）1 に掲げる人を除きます。）は、その非課税限度額（1,500 万円又は 1,000 万円）から平成 24 年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 26 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供している住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。 また、平成 26 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
7	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 m ² 以上 240 m ² 以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
8	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 41 ページの「添付書類一覧④-2」の「No.8」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
9	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものです。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと（※）。 ※ b は、平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。	は い	いいえ
11	既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 26 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	【平成 25 年分の贈与税の申告で初めて「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、41 ページの「添付書類一覧④-2」の「No.12」に掲げる書類により証明されたもの（以下「省エネ等住宅」といい、「省エネ等住宅」以外の住宅用の家屋を、以下「一般住宅」といいます。）ですか。	【非課税限度額】	
		は い⇒	1,200 万円
	【平成 24 年分の贈与税の申告で省エネ等住宅に係る「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	いいえ⇒	700 万円
		は い⇒	1,500 万円
	【平成 24 年分の贈与税の申告で一般住宅に係る「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	は い⇒	1,200 万円
		いいえ⇒	1,000 万円

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成 25 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.」は、40 ページのチェックシートA-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	☐
3	○ 源泉徴収票 など平成 25 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	☐
4	平成 21 年分から平成 24 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書など増改築等に係る契約の相手方 （その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。） を明らかにする書類	☐
6 ・ 7	【平成 26 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 （注）1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 【平成 26 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限りす。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
8	【平成 26 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 ① 確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	
9	○ 増改築等に係る 工事の請負契約書 などでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又は その写し	☐

○「受贈者の居住」に関する事項

10 ・ 11	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写し など （注） 増改築等後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、あなたが、その増改築等前にその住宅用の家屋に居住していたこと及びその増改築等後にその住宅用の家屋に居住していることを明らかにする書類に限りす。	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
---------------	--	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【平成 26 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 増改築等工事証明書 （注） ③の書類は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限りす。	【平成 26 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
----	---	---	--------------------------

平成 25 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート ⑧-1 新築又は取得用

このチェックシートは、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 5 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	平成 26 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。 また、平成 26 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
5	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
6	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの (注) 耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 43 ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No. 4・5・6」に掲げる書類により証明されたもの	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

7	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと（※）。 ※ b は、平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。	は い	いいえ
8	既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 26 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

受贈者の氏名：

平成 25 年分「相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 **⑧-1 新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1 ～ 8」は、42 ページのチェックシート⑧-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類	
・	① 受贈者の氏名、生年月日	□
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人であること	

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の新築の工事の請負契約書や売買契約書など、新築に係る契約又は取得の相手方 （新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。） を明らかにする書類 （注） 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	□
4 ・ 5 ・ 6	【平成 26 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ① 登記事項証明書 （注）1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 ② 耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（取得した家屋が、チェックシート⑧-1 の「6」の③のみに該当する場合に必要となります。） （注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りです。 2 「住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限りです。 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、平成 25 年 4 月 1 日以後に取得した家屋について交付されたもので、その保険契約がその家屋の取得の日前 2 年以内に締結されたものに限りです。	□
	【平成 26 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 新築に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限りです。） ③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	

○「受贈者の居住」に関する事項

7 ・ 8	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の住民票の写し （注） 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りです。	
	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□

◎ その他に必要な添付書類

9	○ 相続時精算課税選択届出書	□
10	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類	□
11	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	□
12	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 （注） 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	□

平成 25 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート ⑥-2 増改築等用

このチェックシートは、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

該当する回答を○
で囲んでください。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 5 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	平成 26 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供している住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。 また、平成 26 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
5	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
6	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 45 ページの「添付書類一覧⑥-2」の「No.6」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
7	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと（※）。 ※ b は、平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。	は い	いいえ
9	既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 26 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成 25 年分「相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 ⑧-2 増改築等用

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～9」は、44 ページのチェックシート⑧-2 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること	☐

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書など増改築等に係る契約の相手方 （その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。） を明らかにする書類	☐
4 ・ 5	【平成 26 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 （注）1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 【平成 26 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
6	【平成 26 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 ① 確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	☐
7	○ 増改築等に係る 工事の請負契約書 などでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又は その写し	☐

○「受贈者の居住」に関する事項

8 ・ 9	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写しなど （注）増改築等後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、あなたが、その増改築等前にその住宅用の家屋に居住していたこと及びその増改築等後にその住宅用の家屋に居住していることを明らかにする書類に限りません。	☐
	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

◎ その他に必要な添付書類

10	○ 相続時精算課税選択届出書	☐
11	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類（上記「No. 8・9」に掲げる書類により証されている場合は、重ねて提出する必要はありません。）	☐
12	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	☐
13	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 （注）贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	☐

平成 25 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **㉔-1** **新築又は取得用**

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての**震災特例法固有のチェック項目**を示したものです。

38 ページの「平成 25 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-1」（以下「チェックシート㉔-1」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、7、8㉔(注)、11」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「8」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

(注) 「チェックシート㉔-1」の「8㉔」のみに該当する人は、「チェックシート㉔-1」の「8㉔」の要件に替えて、このチェックシートの「7」の要件となります。

該当する回答を○
で囲んでください。

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままです）。 [家屋の所在地：] [損壊の程度：] [居住の用に供した日：平成 年 月 日] 又は [居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日] (注) 「家屋」は、新築の工事の完了に準ずる状態（「チェックシート㉔-1」の「6」の(注)参照）にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	はい	いいえ
2	【上記1の①に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、平成25年1月1日から同年12月31日までの間ですか。	はい	いいえ
3	【上記1の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月を経過する日までの間ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	はい
5	【平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成23年12月31日（平成23年1月1日から同年3月10日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成24年12月31日）までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 [家屋の所在地：] [申告した税務署名： 税務署]	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項（「チェックシート㉔-1」の「7、8㉔」に替わる要件）

6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
7	【取得した家屋が「チェックシート㉔-1」の「8㉔」と「8㉔」のいずれにも該当しない人のみ記入してください。】 取得した建築後使用されたことのある住宅用の家屋は、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして47ページの「添付書類一覧㉔-1」の「No.7」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉔-1」の「11」に替わる要件）

8	【平成25年分の贈与税の申告で初めて、又は、平成24年分の贈与税の申告から引き続き、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人】	【非課税限度額】
	あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39ページの「添付書類一覧㉔-1」の「No.11」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい⇒1,500万円 いいえ⇒1,000万円
	【平成23年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】	⇒ 1,000万円

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 25 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（「No.1、4・5・8、7（注）」は、46 ページの「平成 25 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-1」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、39 ページの「平成 25 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧㉔-1」の「No.1～11」（「No.6・7・8㉔」を除きます。）に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

（注） No.7 の書類は、取得した家屋が「チェックシート㉔-1」の「8㉔」と「8㉔」のいずれにも該当しない人のみ必要となります。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。） イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	☐
4 ・ 5 ・ 8	平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐
7	○ 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し （注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りま す。 2 「住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限ります。	☐

平成 25 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート ㉔-2 増改築等用

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての震災特例法固有のチェック項目を示したものです。

40 ページの「平成 25 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、7、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「7」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままで結構です。）。 〔家屋の所在地： 〕 〔損壊の程度： 〕 〔居住の用に供した日：平成 年 月 日 又は 居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日〕 （注）「家屋」は、新築の工事の完了に準ずる状態（「チェックシート㉔-1」の「6」の（注）参照）にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	はい	いいえ
2	【上記1の①に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、平成25年1月1日から同年12月31日までの間ですか。	はい	いいえ
3	【上記1の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月を経過する日までの間ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	はい
5	【平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成23年12月31日（平成23年1月1日から同年3月10日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成24年12月31日）までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 〔家屋の所在地： 〕 〔申告した税務署名： 税務署〕	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「7」に替わる要件）

6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
---	---	----	-----

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「12」に替わる要件）

7	【平成25年分の贈与税の申告で初めて、又は、平成24年分の贈与税の申告から引き続き、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人】	【非課税限度額】
	あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、41ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものです。	はい⇒1,500万円 いいえ⇒1,000万円
	【平成23年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】	⇒ 1,000万円

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ 受贈者の氏名：

平成 25 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（「No.1、4・5・7」は、48 ページの「平成 25 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、41 ページの「平成 25 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧㉔-2」の「No.1～12」に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。） イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	☐
4・5・7	平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐

【事例6】農地等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、父が農業の用に供していた田及び畑、加えて現金 300 万円の贈与を受けました。私は、従来から農業を営んでおり、今後も引き続き農業経営をする予定です。農地等についての納税猶予の特例（注）の適用を受けます。
（注） 特例の概要については、65 ページを参照してください。

長野 税務署長 平成26年 2月 7日提出 平成25 年分贈与税の申告書 FD 4 7 2 3

提出用 税務署長 提出用

〒XXX-XXXX (電話 XXX - XXX - XXXX)

住所 長野市〇〇町×番地

フリガナ カン シン サブ ロー

氏名 関 信 三 郎

生年月日 3 3 3 年 0 5 月 0 3 日 職業 農 業

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号 申告書提出年月日 災害等延長期限 出国年月日 死亡年月日

財産 名簿 財産 事項 細目 処理 訂正 修正

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日

住所 長野市〇〇町×番地 取得した財産の明細 種類 目 利取分・数 数量 単価 財産を取得した年月日 財産の価額

父 関 信 太 郎 父 土地 田 自用地 平成 25 年 0 8 月 2 4 日 9 1 8 1 2 5 0

（措置法第70条の4第1項適用分）（別添計算書のとおり）

住所 土地 畑 自用地 平成 25 年 0 8 月 2 4 日 6 0 1 9 2 0 0

（同上）

住所 現金・預貯金等 現金 平成 25 年 0 8 月 2 4 日 3 0 0 0 0 0 0

住所 長野市〇〇町×番地

財産の価額の合計額（課税価格） ① 1 8 2 0 0 4 5 0

配偶者控除額（右の事実が該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。） ②

基礎控除額 ③ 1 1 0 0 0 0 0 0

②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】 ④ 1 7 1 0 0 0 0 0

④に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。） ⑤ 6 3 0 0 0 0 0

外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） ⑥

差引税額（⑤－⑥） ⑦ 6 3 0 0 0 0 0

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 ⑨

課税価格の合計額（①＋⑧） ⑩ 1 8 2 0 0 4 5 0

差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】 ⑪ 6 3 0 0 0 0 0

農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額） ⑫ 6 1 1 0 0 0 0

株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の③の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の②の②の金額） ⑬

申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬） ⑭ 1 9 0 0 0 0 0

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪） ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑪－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪） ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 ⑰

税理士法第30条の書面提出有 通信日付印

税理士法第33条の2の書面提出有 確認者 ⑱

（資5-10-1-1-A4統一）（平25.10）

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等については、「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の「納税猶予の適用を受ける農地等の明細」欄にその明細を記入し、この「所在場所等」欄には「（措置法第70条の4第1項適用分別添計算書のとおり）」と記入します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑥（51ページ参照）に転記します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨（51ページ参照）から転記します。

農地等の所在場所を登記事項証明書等の表示に従って、地番まで記入します。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

提出用

贈与者の氏名 関 信 太 郎 受贈者の氏名 関 信 三 郎
 生 年 月 日 (明・大・昭・平 5 年 6 月 28 日)

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてはこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細						(平成22年分以降用)
田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権利、賃借権(耕作権) の場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額	
			固定資産税 評価額	倍 数	円	
田		長野市〇〇町101番	1,012 m ² 126,500 円	13 倍	1,644,500 円	
"		" 102番	1,012 126,500	13	1,644,500	
"		" 103番	1,012 126,500	13	1,644,500	
"		" 104番	744 93,000	13	1,209,000	
"		" 105番	858 107,250	13	1,394,250	
"		" 106番	1,012 126,500	13	1,644,500	
(計)			(5,650)		(9,181,250)	
畑		長野市〇〇町201番	1,058 69,828	19	1,326,732	
"		" 202番	1,058 69,828	19	1,326,732	
"		" 203番	1,042 68,772	19	1,306,668	
"		" 204番	1,642 108,372	19	2,059,068	
(計)			(4,800)		(6,019,200)	
合 計			10,450 m ²		15,200,450	

II 納税猶予税額の計算					
農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額 (申告書第一表の⑪の金額)	⑥	円
農地等以外の財産の価額 (申告書第一表 上欄の(A)の金額)	①	3,000,000 円	相続時精算課税の 差引税額の合計額 (申告書第一表の⑨の金額)	⑦	
配偶者控除額 (申告書第一表の②の金額)	②		農地等以外の財産に 対する贈与税額 (⑤+⑦)	⑧	190,000
基礎控除額	③	1,100,000	(100 円未満の端数は切り捨てます。 また、この金額が 100 円未満の ときは、その金額を切り捨てます。)	⑨	6,110,000
農地等以外の課税価格 (①-②-③)	④	1,900,000	納 税 猶 予 税 額 (⑥-⑧)		
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使って計算します。)	⑤	190,000			

(資5-11-1-A4 統一) (25.10)

申告書第一表の⑫
(50 ページ参照)
に転記します。

申告書第一表の⑪
(50 ページ参照)
から転記します。

「面積」欄には、田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの面積を記入します。

なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、「合計」欄には、それらの合計面積を記入します。

「固定資産税評価額」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、固定資産税評価額を記入します。

「倍数」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、その固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。

「単価」欄には、固定資産税評価額を基として評価することになっていない農地等について、その1 平方メートル当たりの価額を記入します。

田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの価額を記入します。

なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、⑥の「合計」欄にそれらの合計額を記入します。

平成 25 年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	長野市〇〇町××番地	氏名	関信三郎
----	------------	----	------

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- ☒ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありませんが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- ☒ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の額を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実と相違ありません。

平成 26 年 2 月 6 日

農地等の贈与者

住所 長野市〇〇町××番地 氏名 関信太郎



(平成21年分以降)

平成24年12月31日以前の農地等の贈与の状況について、該当する区分に応じて□に✓印を記入します。

今回の贈与以前に「採草放牧地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

農地等についての納税猶予の特例の添付書類

この農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類													
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 」（51 ページ参照）に必要な事項を記載してください。）												
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の 農業委員会の証明書												
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類（例えば、 戸籍の抄本 など）												
4	農地等のうちに平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が都市営農農地等である旨又は市街化区域以外の区域に所在するものである旨の 市長（区長）の証明書												
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の 市町村長の証明書												
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類												
7	贈与の事実を証する書類（例えば、贈与契約書など）												
8	贈与者が租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 1 項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの（「平成 年分 農地等の贈与に関する確認書」（52 ページ参照）など） ① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。 ② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。 ③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">A</td><td>贈与者が今回贈与をした採草放牧地</td></tr> <tr> <td>B</td><td>贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地</td></tr> <tr> <td>C</td><td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td></tr> <tr> <td>D</td><td>贈与者が今回贈与をした準農地</td></tr> <tr> <td>E</td><td>贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地</td></tr> <tr> <td>F</td><td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td></tr> </table> ④ A の面積が、B の面積及び C の面積の合計の 3 分の 2 以上となること。 ⑤ D の面積が、E の面積及び F の面積の合計の 3 分の 2 以上となること。	A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地	B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地	C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの	D	贈与者が今回贈与をした準農地	E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地	F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの
A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地												
B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地												
C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												
D	贈与者が今回贈与をした準農地												
E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地												
F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												

【事例7】非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、非上場株式である甲株式会社の株式 50,000 株と現金 500 万円の贈与を受けました。私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての納税猶予の特例（注）の適用を受けます。

（注） 特例の概要については、68 ページを参照してください。

高松 税務署長 平成 25 年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3

平成 26 年 2 月 12 日提出

提出用 税務署受付

住所 〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX) 高松市〇〇丁目×番×号

フリガナ タカ マツ ジ ロウ

氏名 高松 仁郎

生年月日 3 5 1 年 1 1 月 2 1 日 職業 会社役員

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号 申告書提出年月日 財産 事案 災害等延長期限 細目 処理 出国年月日 コード 訂正 死亡年月日 関与区分 修正

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 取得した財産の明細 財産を取得した年月日

申告者との続柄・生年月日 種類 細目 利用区分・納税 数量 単価 財産の価額

I 暦年課税

住所 高松市〇〇丁目×番×号 有価証券 株式 甲株式会社 50,000株 1,400 平成 25 年 1 1 月 2 1 日

刀冊 タカ マツ カズ オ 続柄 高松市〇〇丁目△番 甲株式会社 7 0 0 0 0 0 0 0

氏名 高松 一夫 父 高松市〇〇丁目×番×号 平成 25 年 1 1 月 2 1 日

生年月日 明・大 23 年 10 月 20 日 現金・預貯金等 現金 5 0 0 0 0 0 0 0

住所 高松市〇〇丁目×番×号 平成 年 月 日

刀冊 続柄 平成 年 月 日

氏名 平成 年 月 日

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

財産の価額の合計額（課税価格） ① 7 5 0 0 0 0 0 0

配偶者控除額（右の事実該当する場合には、..... 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。） ②

基礎控除額 ③ 1 1 0 0 0 0 0 0

②及び③の控除後の課税価格（①-②-③）【1,000円未満切捨て】 ④ 7 3 9 0 0 0 0 0

④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。） ⑤ 3 4 7 0 0 0 0 0

外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） ⑥

差引税額（⑤-⑥） ⑦ 3 4 7 0 0 0 0 0

相統時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相統時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書（相統時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成 年分贈与税の申告書（相統時精算課税の計算明細書）」の⑩の金額の合計額） ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成 年分贈与税の申告書（相統時精算課税の計算明細書）」の⑪の金額の合計額） ⑨

III 合計

課税価格の合計額（①+⑧） ⑩ 7 5 0 0 0 0 0 0

差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦+⑨））【100円未満切捨て】 ⑪ 3 4 7 0 0 0 0 0

農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額） ⑫

株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の③の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の②の②の金額） ⑬ 1 8 2 0 0 0 0 0

申告期限までに納付すべき税額（⑪-⑫-⑬） ⑭ 1 6 5 0 0 0 0 0

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩） ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩） ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通信目付印

税理士法第33条の2の書面提出有 確認者

（資5-10-1-1-A4統一）（平25.10）

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「3 株式等納税猶予税額の計算」の④（55 ページ参照）から転記します。

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名	高松仁郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	高松一夫			
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度額（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名	甲 株式会社		⑦ 贈与の時に経営承継受贈者の役職名	代表取締役			
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	XXXXXXXX（高松 署）		⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成15年 4月 1日			
③ 事業種目	金属加工機械製造業		⑨ 経済産業大臣の認定状況	設定年月日	平成25年12月13日		
④ 贈与の時に資本金の額	25,000,000 円		認定番号	XXXX			
⑤ 贈与の時に資本準備金の額	5,000,000 円		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無		
⑥ 贈与の時に従業員数	20 人						
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度額（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細							
受贈年月日	① 贈与の時に発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a） (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b）	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c）	⑤ 贈与により取得した株式等の数等（d）		
25.11.21	60,000 株・口・円	40,000 株・口・円	50,000 株・口・円	10,000 株・口・円	50,000 株・口・円		
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度額（限度額） (f) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (g) a≤b+c の場合 ⇒ (a-e) ※ (a-e) > d の場合及び (a-e) が赤字の場合は、特例適用不可		⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3 (3)」参照)	⑨ 価額 (⑦×⑧)			
30,000 株・口・円		30,000 株・口・円	1,400 円	A 42,000,000 円			
3 株式等納税猶予税額の計算							
① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)				
42,000,000 円	1,100,000 円	40,900,000 円	18,200,000 円				
4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第2項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5 (1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
×	×						
×	×						
×	×						
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。						平成 年 月 日	
所在地							
会社名							
代表者氏名						印	
※ 税務署整理欄	法人管轄番号	-		入力	確認		

(平成23年6月30日以降用)

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数を⑥欄の株式等の数等を限度として記入します。

申告書第一表の⑬（54 ページ参照）に転記します。

※ 印刷欄には記入しないでください。

(資5-11-6-A4統一) (平25.10)

- 非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）の適用を受ける場合には、「(平成23年6月30日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（暦年課税）のチェックシート」（56 ページ参照）で適用要件及び添付書類をご確認ください。
- なお、このチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

(平成23年6月30日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(1面)

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

特例の適用に係る会社の名称：

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料	
贈与者	贈与前のいずれかの日	○ 会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。		○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
	贈与の直前(注1)	① 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
		② 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者(後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
贈与の時	○ 会社の役員ですか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
後継者(受贈者)	贈与の直前	○ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか。(注4)		○ 認定書の写し	
	贈与の時	① 贈与者の親族ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本
		② 20歳以上ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本
		③ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
		④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
⑤ 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など		
贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
贈与の時から申告期限まで	○ 特例受贈非上場株式等の全てを保有していますか。(注5)	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など	
会社	贈与の時	① 経済産業大臣の認定を受けていますか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
		③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。	はい	いいえ	
		⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注6)	はい	いいえ	
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注7)・(注8)	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注9)	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注10)	はい	いいえ	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など
○ 経済産業大臣の確認を受けていますか。(注4)		はい	いいえ	○ 認定書の写し	

※ 2面の注書を参照願います。

贈与者氏名 _____
 受贈者(特例適用者) _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 () _____

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

- 注1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成25年経済産業省令第18号)による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則により経済産業大臣の認定を受ける場合には、☐枠内の要件が必要となります。
- 5 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 6 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 7 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 8 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りします。
- 9 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
- 10 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限りします。)	☐
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りします。)	☐
3	贈与の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	☐
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類	☐
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐
6	贈与の時における会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	☐
7	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	☐

非上場株式等についての納税猶予の特例の添付書類

この非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」（55 ページ参照）、57 ページの表に掲げる書類及び担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類を添付して提出しなければなりません。

Ⅲ 各種特例の概要等

1 贈与税の配偶者控除の特例

(1) 特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合ともそれぞれの贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から2,000万円（その合計額が2,000万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

（注）1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。

2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ 贈与者及び贈与を受けた財産等の要件

要 件	
1	贈与者は、婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間が20年以上である（受贈者の）配偶者であること。
2	贈与を受けた財産は、国内にある居住用不動産又は国内にある居住用不動産の取得に充てるための金銭であること。
3	2の居住用不動産に現在居住している又は贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住する見込みであり、かつ、今後引き続きこの居住用不動産に居住する予定であること。
4	過去に今回の贈与者からの贈与について、この特例の適用を受けたことがないこと。

ロ 申告等の手続

この特例は、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、30ページの表に掲げる添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

2 住宅取得等資金の非課税

(1) 概要

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合で、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります（以下2において、この特例を「新住宅非課税」といいます。）。

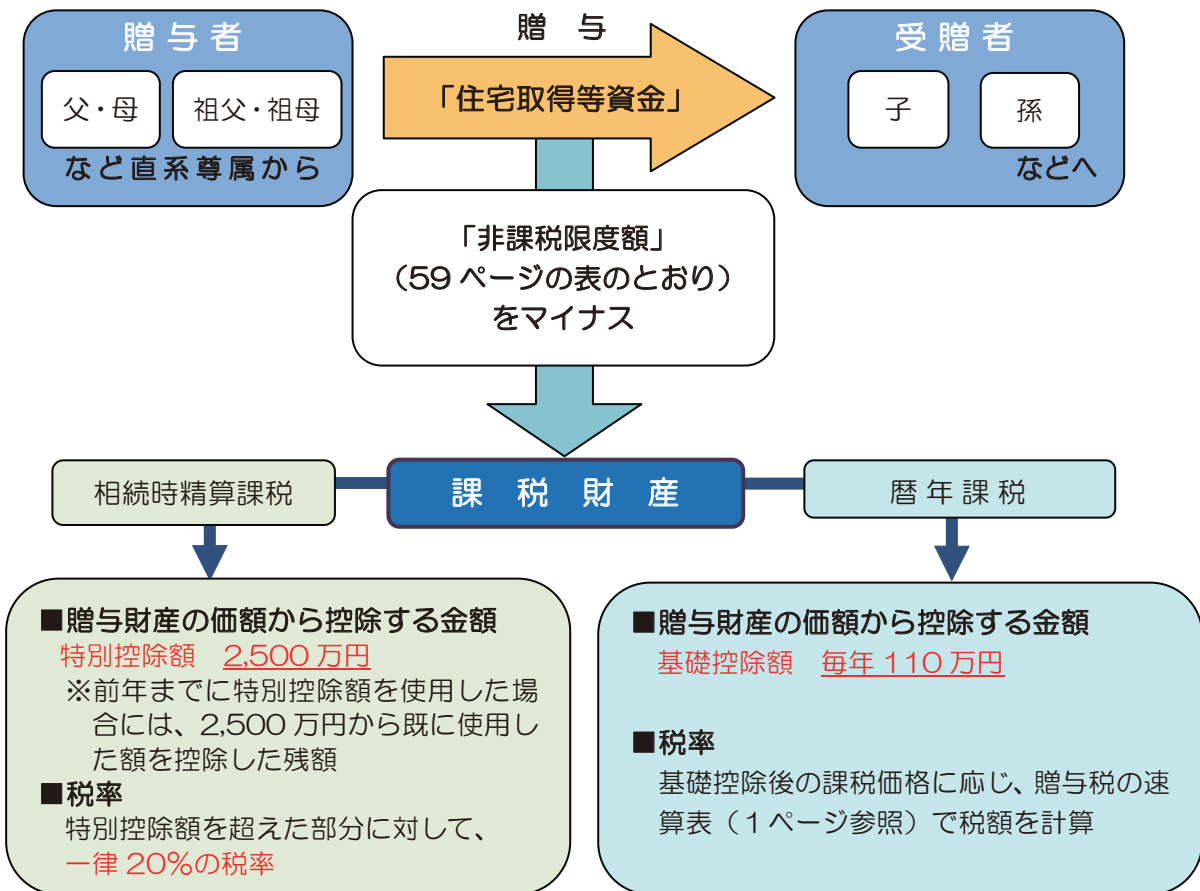
○ 受贈者ごとの非課税限度額（注）

贈与年分 住宅の種類	平成24年	平成25年	平成26年
省エネ等住宅（60ページ参照）	1,500万円	1,200万円	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

（注）最初に新住宅非課税の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた年分に係る金額が受贈者ごとの非課税限度額となります。

なお、既に新住宅非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

新住宅非課税適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除（110万円）を適用することができます、また、相続時精算課税にあっては特別控除（2,500万円）を適用することができます。
 なお、相続時精算課税の適用は、原則として、父母からの贈与に限られます。



「省エネ等住宅」とは

省エネ等基準（省エネルギー対策等級4相当であること、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上であること又は免震建築物であることをいいます。以下2において同じです。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、次のいずれかの証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

証明書などの種類（注3）	証明対象の家屋
住宅性能証明書	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
建設住宅性能評価書の写し	③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（注1） ④ 増改築等をした住宅用の家屋（注2）
長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋

（注）1 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了した又は評価されたものに限りします。

2 住宅用の家屋の増改築等をした場合に、省エネ等基準に適合させるための工事であることについての証明がされた「増改築等工事証明書」を、「住宅性能証明書」又は「建設住宅性能評価書の写し」に代えることができます。

3 上記の証明書などの発行については、国土交通省又は地方整備局にお尋ねください。

(2) 適用要件

イ 受贈者の要件

要 件	
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であること。 (注) 配偶者の父母（又は祖父母）は直系尊属には当たりませんが、養子縁組をしている場合は直系尊属に当たります。
2	贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること。
3	贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること。 (注) 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しない人であっても、次の①又は②のいずれかに該当する場合は対象となります。 ① 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有しており、かつ、受贈者又は贈与者がその贈与前5年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 ② 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと（※）。 ※ ②は、平成25年4月1日以後の贈与から適用されます。
4	贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること。
5	贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等を行うこと。 (注) 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この新住宅非課税の適用を受けることはできません。
6	贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること。 (注) 贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、新住宅非課税は適用されず、修正申告が必要となります。
7	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたものではないこと。
8	次の①及び②に該当すること。 ① 平成21年分から平成23年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと ② 平成23年分又は平成24年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと (注) 1 平成23年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は、その非課税限度額（1,000万円）から平成23年分及び平成24年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。 2 平成24年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人（(注)1に掲げる人を除きます。）は、その非課税限度額（1,500万円又は1,000万円）から平成24年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。

- (注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。
 ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額
 ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A 新築又は取得の場合の要件

要 件	
1	新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

2	取得した住宅が次のいずれかに該当すること。	
	① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋	
	② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの	
	（注） 耐火建築物とは、登記簿に記録された家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。	
2	③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、次に掲げるいずれかの書類により証明されたもの	
	A	耐震基準適合証明書
	B	住宅性能評価書の写し
	C	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類
（注） 1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、		
2 「住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限り、		
3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、平成 25 年 4 月 1 日以後に取得した家屋について交付されたもので、その保険契約がその家屋の取得の日前 2 年以内に締結されたものに限り、		

B 増改築等の場合の要件

要件	
1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50 ㎡以上 240 ㎡以下</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	増改築等の工事が、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することについて「確認済証の写し」、「検査済証の写し」又は「増改築等工事証明書」により証明されたものであること。
3	増改築等の工事に要した費用の額が 100 万円以上であること。 （注） 増改築等の工事に居住の用以外の用に供される部分がある場合には、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に充てられていなければなりません。

（注） 「新築」には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。また、「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければ、新住宅非課税の適用を受けることはできません。

ハ 申告の手続

新住宅非課税は、贈与税の申告書の提出期間内（5 ページ参照）に贈与税の申告書及びその添付書類（39 ページ又は 41 ページの㉔－1 又は㉔－2 の「添付書類一覧」参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Q & A 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金の非課税」の適用

問： 私は平成 25 年中に父と祖父から住宅取得のための資金として 1,000 万円ずつ贈与を受け、その資金で省エネ等住宅（60 ページ参照）を購入しました。贈与者ごとに「住宅取得等資金の非課税（新住宅非課税）」の適用を受けられますか。

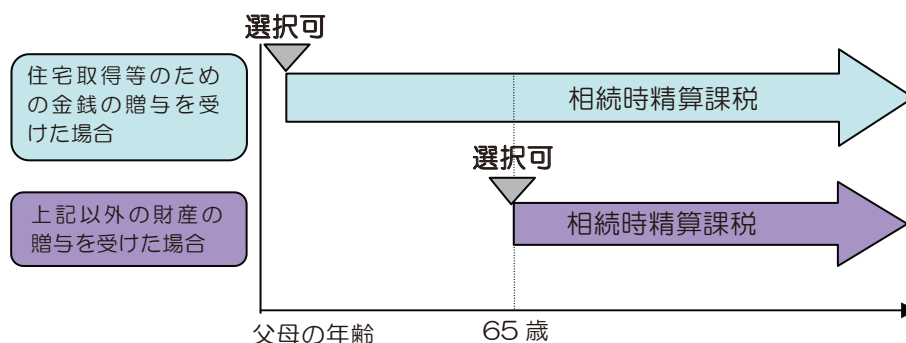
答： 省エネ等住宅を購入された場合の非課税限度額は、受贈者 1 人について 1,200 万円が限度となります（59 ページ「○ 受贈者ごとの非課税限度額」参照）ので、あなたが贈与を受けた 2,000 万円（1,000 万円×2 人）のうち 1,200 万円について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、「住宅取得等資金の非課税」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

3 相続時精算課税選択の特例

(1) 特例の概要

平成 15 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に、原則として父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の 1 月 1 日において 65 歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



(2) 適用要件

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 受贈者の要件

下記の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「イ 受贈者の要件」(61 ページ参照)の 3 から 7 までの要件のいずれにも該当する必要があります。

要 件
贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）である推定相続人であること。

ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A 新築又は取得の場合の要件

下記の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「A 新築又は取得の場合の要件」(61 ページ参照)の 2 の要件に該当する必要があります。

要 件
新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50 ㎡以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

B 増改築等の場合の要件

下記の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「B 増改築等の場合の要件」(62 ページ参照)の 2 及び 3 の要件に該当する必要があります。

要 件
増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50 ㎡以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

(注) 「新築」には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。また、「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、この特例の適用を受けることはできません。

ハ 申告の手続

この特例は、贈与税の申告書の提出期間内（5ページ参照）に贈与税の申告書及びその添付書類（43ページ又は45ページの㊸－1又は㊸－2の「添付書類一覧」参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Q & A 「相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問： 私は、平成24年中に父（満59歳）から住宅取得のための資金として2,000万円の贈与を受け、平成24年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税」と「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

平成25年中に父から、自動車の購入資金として300万円の贈与を受けました。
私の平成25年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答： 「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が65歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

《所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合》

「住宅取得等資金の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときには、その超える部分に相当する住宅借入金等の年末残高については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありませんのでご注意ください。

- 1 「住宅借入金等の金額」
 - 2 住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）の対価の額又は費用の額（注1）から、「その贈与の特例を受けた部分の金額」を差し引いた額（注2）
- （注1） 1の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。
- （注2） 平成23年6月30日以後に住宅の取得等に関する契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

《適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

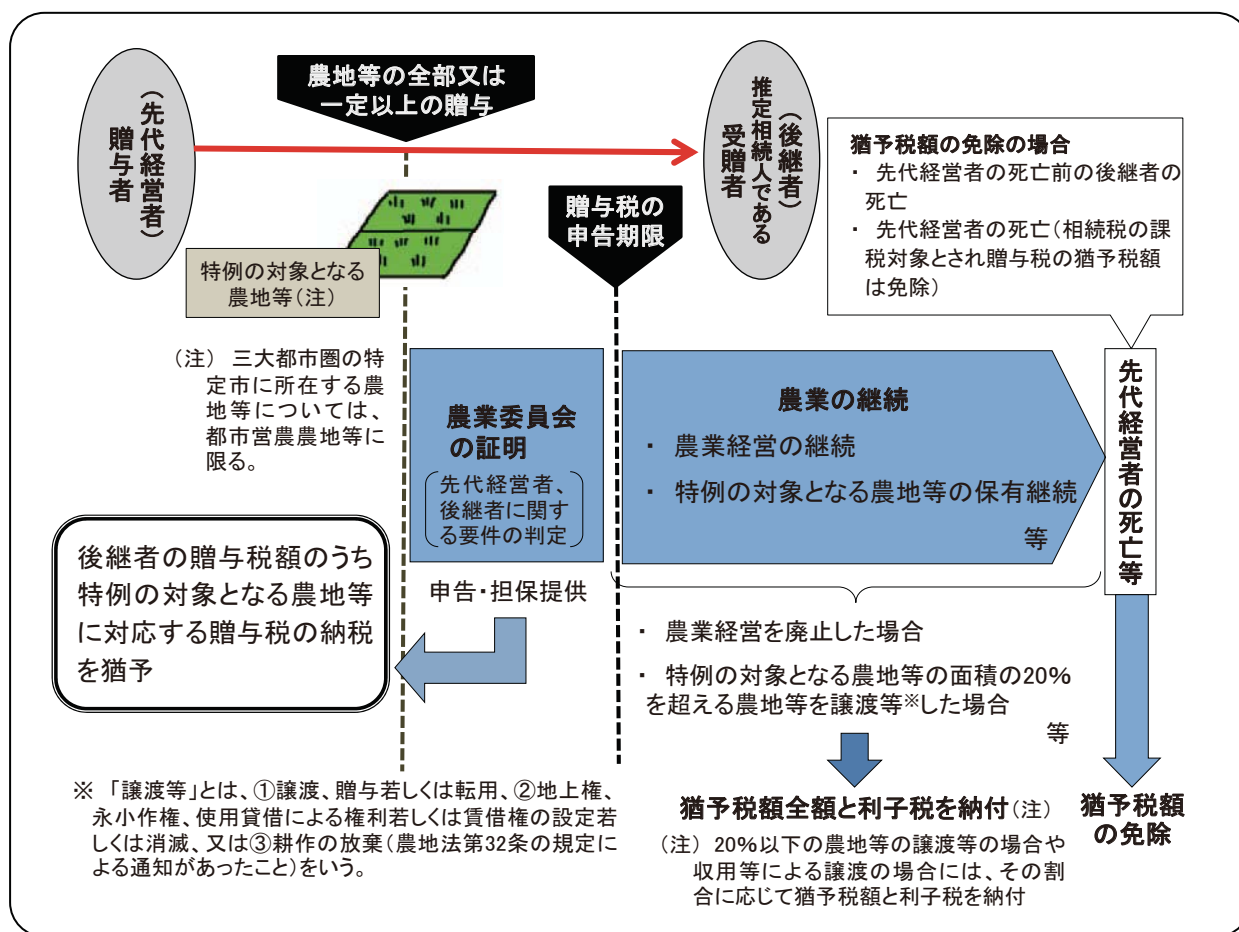
「住宅取得等資金の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて平成25年分の贈与税の申告をした人が、次の1又は2の事由に該当した場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、平成27年3月2日（月）までに、平成25年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、平成25年分の贈与税の申告で、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人が次の1又は2の事由に該当した場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

- 1 「平成26年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが居住していない人」又は「平成26年3月15日までに住宅用の家屋の新築に係る工事が完了（その工事が完了した状態が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限りません。）していない人」が、平成26年12月31日までにその住宅用の家屋に居住していない場合
- 2 「平成26年3月15日までに増改築等をしたが居住していない人」又は「平成26年3月15日までに増改築等に係る工事が完了（増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限りません。）していない人」が、平成26年12月31日までにその住宅用の家屋に居住していない場合

4 農地等についての納税猶予の特例

(1) 特例の概要



農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等(注1参照)の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下にその農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。)

この納税猶予の特例の適用を受けた農地等(「特例農地等」といいます。)は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の日前に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません(66ページの(3)参照)。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

- (注) 1 農地等とは、農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含みます。)に係るものを除きます。)及び採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。)並びに準農地をいいます。
- 2 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。)の区域内に所在するもの(都市営農農地等に該当するものを除きます。)をいいます。
- 3 都市営農農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。)の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定により買取りの申出がされたものを除きます。
- 4 準農地とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ 贈与者の要件

贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人であること。

要 件	
1	贈与をした日の属する年（「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき。 (注) 過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないことになります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

ロ 受贈者の要件

贈与者の推定相続人のうちの1人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

要 件	
1	贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること。
2	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと。

(注) 贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

ハ 農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(注) 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

二 申告の手続

この特例の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書に、53ページの表に掲げる書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内（5ページ参照）に提出するとともに**、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保を提供する**必要があります。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、7ページのハを参照してください。

ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

(注) 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 農地等納税猶予税額の納付

イ 農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合	
1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄（農地について、農地法第 32 条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含みます。）があったことをいいます。）も含まれます。
2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
4	継続届出書の提出がなかった場合
5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合
6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合
7	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後 10 年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年 3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合（※）が 7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

$$\begin{array}{c}
 \text{(算式)} \\
 3.6\% \quad \times \quad \frac{\text{特例基準割合(※)}}{7.3\%}
 \end{array}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 %の割合を加算した割合

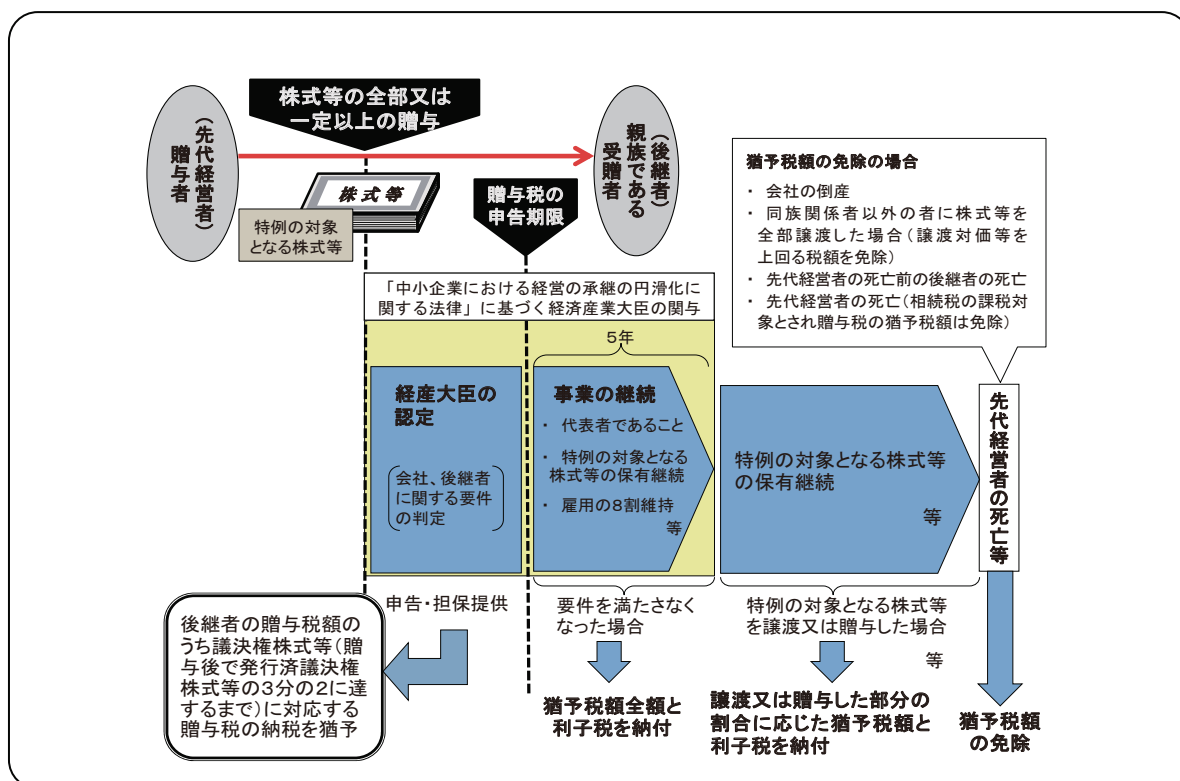
ハ 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の軽減の特例

特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が 2 分の 1 に軽減されます。

なお、利子税の軽減の特例を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。

5 非上場株式等についての納税猶予の特例

(1) 特例の概要



会社の後継者である受贈者（「経営承継受贈者」といいます。）が、贈与により親族（贈与者）から、その親族（贈与者）が保有する経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式又は出資（「非上場株式等」といいます。）の全部又は一定以上を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その非上場株式等（一定の部分に限られます。）の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その非上場株式等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。

この納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等（「特例受贈非上場株式等」といいます。）は、贈与者の死亡の際、経営承継受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に株式等納税猶予税額は免除されます。

同様に、経営承継受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合にも、その株式等納税猶予税額は、経営承継受贈者の死亡の時に免除されます。

また、上記以外にも、贈与税の申告期限後5年を経過した後に、一定の事由に該当した場合には、申請により、その株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除されます。

なお、贈与者又は経営承継受贈者の死亡の日前に、特例受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の事由が生じた場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(注) 1 この特例の適用を受けるためには、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（「円滑化法」といいます。）に基づき、会社が「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。この認定を受けるための具体的な要件及び手続については、最寄りの地方経済産業局にお尋ねください。なお、平成25年分の贈与について会社が「経済産業大臣の認定」を受けるためには、平成26年1月15日（水）までにその申請を行う必要があります。

2 株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合とは、69 ページ「株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合」の表の①から④のいずれかに該当した場合をいいます。なお、免除に際して、①又は②に該当した場合には、その該当することとなった日から6か月以内、③又は④に該当した場合には、その該当することとなった日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。

株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合	
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合
②	贈与者が死亡した場合
③	贈与税の申告期限後5年を経過した後に、次に掲げるいずれかに該当した場合 イ 経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等に係る会社の株式又は出資（「株式等」といいます。）の全部を譲渡又は贈与（「譲渡等」といいます。）した場合（その経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係のある者（「経営承継受贈者と特別の関係がある者」といいます。）以外の者のうちの一人の者として一定の要件を満たす者に対して行う場合又は民事再生法若しくは会社更生法の規定による認可を受けた計画に基づき株式等を消却するために行う場合に限りします。） ロ 特例受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合で一定の場合 ハ 特例受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合で一定の場合
④	贈与税の申告期限後5年を経過した後に、特例受贈非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

イ 贈与者の要件

贈与者は、次のいずれにも該当する人であること。

要 件	
1	贈与前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること。
2	贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、経営承継受贈者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと。
3	贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、上記2のほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、上記2と同様の保有状況であったこと。
4	贈与の時ににおいて会社の役員でないこと。

- (注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます（以下、ロにおいて同じです。）。
- 2 「贈与者と特別の関係がある者」とは、贈与者の親族などその贈与者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係のある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます（以下、ロにおいて同じです。）。
- 4 「会社の役員」とは、会社法第329条第1項に規定する役員又は業務を執行する社員をいいます（以下、ロにおいて同じです。）。

ロ 経営承継受贈者の要件

経営承継受贈者は、贈与の時ににおいて贈与者の親族であって、次のいずれにも該当する人であること。

要 件	
1	贈与の日において20歳以上であること。
2	贈与の時ににおいて会社の代表権を有していること。
3	贈与の時ににおいて、経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していること。
4	贈与の時から贈与税の申告書の提出期限（提出期限までに経営承継受贈者が死亡した場合は、その死亡の日）まで引き続き特例受贈非上場株式等の全てを保有していること。
5	贈与の日まで引き続き3年以上、会社の役員であること。

- (注) 経営承継受贈者は、特例受贈非上場株式等に係る会社1社につき1人に限ります。

ハ 会社の要件

特例の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

要 件	
1	経済産業大臣の認定を受けていること。
2	贈与の時ににおいて常時使用する従業員の数が1人以上であること。 なお、特例の対象となる会社の特別関係会社（注1）が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合（注2）には、常時使用する従業員の数が5人以上であること。
3	資産保有型会社又は資産運用型会社（一定の要件を満たすものを除きます。）（注3）に該当しないこと。
4	風俗営業会社（注4）に該当しないこと。
5	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超えていること（注5）。
6	経営承継受贈者以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと。
7	中小企業者（注6）であること。
8	贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者から現物出資又は贈与により取得した資産がある場合において、贈与の時ににおけるその資産の価額（注7）の合計額が贈与の時ににおける会社の資産の価額の合計額の70%以上でないこと。
9	会社の特定特別関係会社（注8）が非上場会社に該当すること。
10	会社の特定特別関係会社（注8）が風俗営業会社に該当しないこと。
11	会社の特定特別関係会社（注8）が中小企業者であること。

（注）1 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。

2 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式又は出資を有する場合に限りします。

3 資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号又は第9号に規定する会社をいい、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限りします。）、現金・預貯金等（経営承継受贈者及び租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれら特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社などをいいます。

なお、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、(a) 贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付けなどの業務を行っていること、(b) 贈与の時ににおいて常時使用する従業員の数が5人以上であること、(c) 贈与の時ににおいて、その会社が(b)の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たすものを除きます。（以下、71ページの(3)イにおいて同じです。）

4 風俗営業会社とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

5 贈与の日が当該贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度及びその事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超える必要があります。

6 中小企業者とは、円滑化法第2条各号のいずれかに該当する会社をいいます。

7 その会社が贈与の時ににおいて現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その贈与の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。

8 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。

二 特例対象贈与の要件等

この特例の適用を受けるには、下表の①に該当する場合には下表中の限度数（a）の全部、②に該当する場合には下表中の限度数（ $c \times \frac{2}{3} - b$ ）以上の数の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

なお、この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります（持分会社の場合も下表に準じます。）。

「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「b」… 経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「c」… 贈与の時ににおける会社の発行済株式等の総数

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
①	$a + b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数(a)

②	$a+b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合	発行済株式等の総数の 3 分の 2 から経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数を控除した数 ($c \times \frac{2}{3} - b$)
---	-------------------------------------	--

- (注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、
2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限り、
3 $c \times \frac{2}{3}$ の計算において 1 株 (円) 未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

ホ 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、この特例の適用を受ける旨を記載の上、58 ページの書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内**(5 ページ参照)に提出するとともに、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**(特例受贈非上場株式等でなくても差し支えありません。)を**提供**する必要があります。

- (注) 1 特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。
2 非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局(供託所)に供託し、法務局(供託所)から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提出します。なお、株券が発行されていない場合には、会社に対して株券の発行を請求する必要があります。詳しくは税務署(管理運営担当)にお尋ねください。

ヘ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、株式等納税猶予税額の免除又は株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、贈与税の申告期限後 5 年間は毎年、5 年経過後は 3 年ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び会社の状況等に関する事項を記載した届出書(「継続届出書」といいます。)を所轄の税務署へ提出しなければなりません。

なお、継続届出書の提出期限や添付書類など、詳しくは税務署にお尋ねください。

- (注) 継続届出書の提出がない場合には、この特例の適用が打ち切れ、株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 株式等納税猶予税額の納付

イ 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税は、次の表に掲げる場合などに該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署にお尋ねください。

(主な場合)

1	特例受贈非上場株式等について譲渡等があった場合
2	申告期限後 5 年以内に経営承継受贈者が代表者でなくなった場合
3	申告期限後 5 年以内の一定の基準日において雇用の 8 割を維持できなくなった場合
4	会社が資産保有型会社又は資産運用型会社(一定の要件を満たすものを除きます。)に該当した場合
5	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じ、年 3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合(※)が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合(0.1%未満の端数切捨て)になります。

$$\text{(算式)} \quad 3.6\% \quad \times \quad \frac{\text{特例基準割合(※)}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合

6 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置

(1) 概要

被相続人である特定贈与者（5 ページの 3（注 2）参照）の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置（租税特別措置法第 69 条の 5 の特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例：相続税の課税価格を一定の特定受贈森林経営計画対象山林について 5 % 減額する特例です。）を受けるためには、贈与税の申告書の提出期間内（5 ページ参照）に、贈与税の申告書に下記(3)の「添付書類」を添付して、受贈者の住所地の所轄税務署長に届け出なければなりません。

また、この届出をすることができる人は、その贈与を受けた時からその特定受贈森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っている人に限られます。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 特定受贈森林経営計画対象山林の要件

贈与の直前に特定贈与者が有していた立木又は土地等のうち、贈与の前に森林法第 11 条第 5 項（森林法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 2 項の規定により読み替えて適用される森林法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含みます。）の規定による市町村長等の認定を受けた森林法第 11 条第 1 項に規定する森林経営計画（注）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、森林法施行規則第 36 条第 1 号に規定する計画的伐採対象森林に限ります。）であること。

（注） 森林経営計画には、森林法第 11 条第 5 項第 2 号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条第 1 項に規定する森林経営計画のうち森林法施行規則第 39 条第 2 項第 2 号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限ります。）及び森林法第 16 条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません。

(3) 届出等の手続

この届出をするためには、贈与税の申告書の提出期間内（5 ページ参照）に贈与税の申告書に次に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

なお、次の表に掲げる書類のほかに、「相続時精算課税選択届出書」（74 ページ参照）と 28 ページの「添付書類」に掲げる書類も必要となります。

（注） 相続時精算課税選択届出書及び 28 ページの添付書類は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成 24 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

添 付 書 類	
1	平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書
2	特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し
3	2 の森林経営計画に係る認定書の写し及びその他参考となるべき事項を記載した書類

（注） 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務署にお尋ねください。

7 災害により被害を受けた場合

(1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちにその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(2) 震災に係る住宅取得等資金の非課税

①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。以下(2)において同じです。）が、平成23年3月11日から平成26年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金（59 ページの2 参照）の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた人が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額（平成23年中に震災に係る住宅取得等資金の贈与を受けた人の非課税限度額は1,000万円）までの金額について、贈与税が非課税となります（以下(2)において、この特例を「震災非課税」といいます。）。

○ 受贈者ごとの非課税限度額

住宅の種類	非課税限度額
省エネ等住宅（60 ページ参照）	1,500万円
上記以外の住宅	1,000万円

（注）1 既に震災非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

2 一定の要件については、住宅取得等資金の非課税（59 ページ参照）と異なる部分がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

3 平成23年分以前の年分において、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人であっても、新たに贈与を受けた住宅取得等資金について原則として震災非課税の適用を受けることができます。

ただし、平成24年分以後の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人（又は受けた人）は重ねて震災非課税の適用を受けることはできません。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。

8 相続時精算課税選択届出書の様式



相続時精算課税選択届出書

(平成21年分以降用)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

平成____年____月____日 _____税務署長	受贈者	住所 又は 居所	〒 電話(- -)	
		フリガナ		
		氏名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日) (印)	
		特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者から平成____年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) ☐ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- ① 受贈者の氏名、生年月日
② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

- (2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

- (3) ☐ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

- (4) ☐ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注)1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が65歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
※ 税務署整理欄	届出番号	—	名簿
			確認

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(平25.10)

書 き か た 等

1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。

6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

7 その他

（1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

✕ 屯

[illegible]

✕ 屯

[illegible]

贈与税の申告書は

e-Taxを利用して提出（送信）できます!!

国税庁ホームページで
贈与税の申告書を作ってみましょう!!

「**確定申告書等作成コーナー**」で、**贈与税の申告書**が
作成できます。

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】へアクセス！

国税庁ホームページから

「**確定申告書等作成コーナー**」へ！

国税庁ホームページ ※この画面は、平成25年10月現在のものです。



画面の案内に従い、
必要事項を入力すると・・・



もっと詳しく!!
13ページをご覧ください。



この社会あなたの税がいきっている

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。